

## 第2章 産業連関表の概要

### 第1節 取引基本表の基礎的理論

我が国の産業連関表は、昭和30年表に引き続いて作成された昭和35年表において、国民所得統計との整合性や原則として日本標準産業分類及び国際標準産業分類に準拠した部門分類の採用などが図られ、現在のフレーム・ワークが形成された。その後も、68SNAへの対応など、逐次、改善が進められてきた。

今回の平成7年表では、93SNAへの対応、国際標準産業分類（第3次改訂版）への準拠及びIMFの「国際収支マニュアル」（第5次改訂版）への対応が可能な限り図られているが、表作成の基本的なフレームの変更はない。

以下、我が国の取引基本表について、その作成上の基礎的理論を説明する。

#### 1 産業連関表に記録される対象期間と地域的範囲

##### (1) 対象期間

産業連関表に記録される生産活動及び取引の対象期間は、通常、1月から12月までの1年間（暦年）である。

我が国の表は、昭和30年表以来、西暦年の末尾に0と5のつく年を作成年次とし、1月から12月までを対象期間としている。

##### (2) 地域的範囲

産業連関表では、一定地域内で行われた財・サービスの生産活動及び取引が対象となり、我が国の表の場合は、日本国内で行われたものが対象となる（本節6(2)参照）。

#### 2 部門分類

##### (1) 部門分類の概念

産業連関表の「中間需要」と「中間投入」を構成する内生部門の分類を「部門分類」という。

なお、「最終需要」と「粗付加価値」を構成する「項目」を含めて「部門」と呼ぶ場合がある。

##### (2) 部門分類の原則

###### ア 「生産活動単位」に基づく分類

部門分類は、原則として財・サービスを生産する「生産活動単位」によって行われる。すなわち、「事業所・企業統計調査」「工業統計調査」等では、事業所を単位として分類され、同一事業所内で二つ以上の活動が行われている場合には、その主たる活動によって

格付けされるが、産業連関表の部門分類では、同一事業所内で二つ以上の活動が行われている場合には、原則として、それぞれの生産活動ごとに分類する。いわゆるアクティビティベースの分類であり、商品分類に近い概念である。

例えば、製造小売業の生産活動は、製造活動と小売活動を分離し、それぞれ対応する部門に計上する。鉄道会社が鉄道輸送とバス輸送を行っていれば、鉄道輸送の生産活動とバス輸送の生産活動を分離し、それぞれ対応する部門に計上する。

このように、我が国の産業連関表は、アクティビティベースの部門分類により作成されており、このことから、「商品×商品（C×C）」の表（A表）といわれる。

（注）部門分類による表の種類には、A表のほか、次のようなものがある。

- ① 商品（C）×産業（I）表=U表
- ② 産業（I）×商品（C）表=V表
- ③ 産業（I）×産業（I）表

###### イ 「商品×商品」表における行・列部門の意味

産業連関表の内生部門を構成する表側の行部門は、1年間に生産された財・サービスを主に商品及び用途という側面から分類したものであり、表頭の列部門は、それらの財・サービスについて、主に産業及び生産設備から分類したものである。

###### ウ 列部門と行部門の対応関係

列部門と行部門は、原則として一対一で対応する形で設定されるが、石油精製のように一つの生産工程から単価も用途も異なる複数の商品を生産している場合や、ある産業機械のように、一つの事業所で共通に仕入れた原材料等を消費して、単価も機能も異なる複数の商品を生産している場合は、産出構造を示す行部門のみを商品ごとに分割している。

一方、プラスチック製品のように、単価も用途も異なる多品種の商品が生産され、かつ、生産設備が異なるものであっても、投入構造が類似している場合は、列部門をまとめている。つまり列部門がアクティビティ分類であり、行部門は商品分類であるといえる。

その結果、取引基本表は、列部門より行部門の数が多い縦長の表となっている。

なお、電力のように、火力、原子力等の異なる生産設備又は生産工程から同一商品を生産している場合は、列部門を分割し行部門をまとめている。

### (3) 部門分類の基準

産業連関表の内生部門の最も詳細な分類である基本部門分類は、上述のように「生産活動単位」による分類を原則としているが、昭和50年表からは、国際連合の68 SNAへの対応として、「生産活動主体」による分類機能をも有するものに改められ、今日に至っている。

各年次における分類の設定に当たっては、時系列比較や国際比較を重視しつつ、国内生産額の増減、技術変化等に応じて、表作成の都度、部門の新設や分割、統合、概念・定義・範囲の変更等が行われる。

平成7年表の基本部門分類の設定に当たっては、おおむね次のような基準により部門の変更等が検討された。

- ① 投入構造の類似性及び投入係数の安定性
- ② 産出構造の類似性
- ③ 国内生産額、総需要額の大きさ
- ④ 日本標準産業分類（第10回改訂版）及び国際標準産業分類（第3次改訂版）等との整合性
- ⑤ 93 SNAとの整合性
- ⑥ 細品目（10桁コード）ベースでの単価の類似性
- ⑦ 時系列、国際比較
- ⑧ 推計基礎資料の整備状況

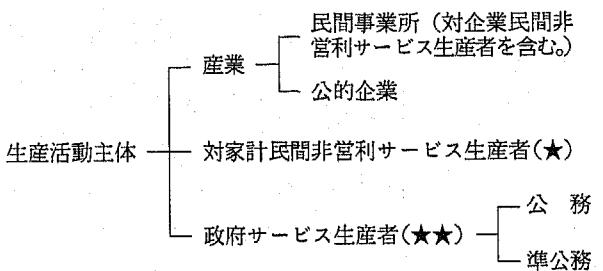
### (4) 生産活動主体分類

#### ア 生産活動主体分類の意味

産業連関表がその取引活動の記録対象とする財・サービスは、「通常、その費用を回収する価格で市場において販売することを意図して生産される財・サービス」つまり産業の生産活動による「商品」が主であるが、この他に、主として政府及び公的企業などから供給される「コストに見合わない価格又は無償で提供される財・サービス」及び「市場において販売されない財・サービス」も含まれる。

産業連関表では、これらの関係を明らかにするため、「生産活動主体分類」を設けている。「生産活動主体分類」は、財・サービスの生産・供給主体に着目し、基本分類を産業、対家計民間非営利サービス生産者、政府サービス生産者からなる活動主体別に再分類するものである。

この意味で、産業連関表の基本部門分類は、アクティビティベースの「生産活動単位に基づく分類」と、財・サービスの生産・供給主体に基づく「生産活動主体分類」の二重の機能を有していることとなる。



(注) 生産活動主体分類は、基本部門分類の名称末尾に★印を付すことによって区分する。

無印 産業

★ 対家計民間非営利サービス生産者

★★ 政府サービス生産者

また、「準公務」は、平成2年表で「非公務」としていたものを改称した。

#### イ 産業

「産業」とは、原則として、

- ① 利潤の獲得を目的として、
- ② 市場において販売するための、

財・サービスの生産活動を行う事業所をいい、民間事業所が、その中心となる。

ただし、次に掲げるものについては、その販売価格又は料金が、コストを完全には回収できないような水準に設定されている場合であっても、また、市場において販売活動が行われていないものであっても「産業」として取り扱う。

#### ア 対企業民間非営利サービス生産者

「対企業民間非営利サービス生産者」とは、

- ① 民間企業又は団体に対して、営利を目的とせず、
- ② 企業又は団体の能率あるいは収益力を高めるために、技術指導や試験、研究などのサービスを提供している民間の研究機関や各種の経済団体（特別の法律によって設立された認可法人のうち、政府の出資を受けない一部の認可法人を含む。）で、
- ③ 運営資金については、関連する企業グループ又は団体からの負担金や会費により運営され、かつ、これら負担金や会費がなされたサービスに対する支払いとして取り扱われるものをいう。

これらの団体が提供するサービスは、もし、これらの団体が提供しなければ、企業又は団体自らが行わなければならないものであるため、「産業」活動によるものとして取り扱う。

具体的には、商工会議所、経済団体連合会といったものが、これに該当する。

#### イ 公的企業

「公的企業」とは、原則として、以下の a 又は b

に該当するものをいう。

a ①生産される財・サービスが、民間事業所において生産される財・サービスと同じ種類のものであって、その価格又は料金が供給される量又は質に比例しており、財・サービスの購入が購入者の自由意思に基づくこと、かつ、②特殊法人等であって、政府による監督・所有関係が存在すること。

なお、政府による監督・所有関係の有無については、i) 政府の出資比率が50%以上で（株式会社又は組合組織の法人については、更に政府が過半数の議決権を有すること）、かつ、ii) 特別の法令に基づき、政府に法人の経営方針の決定（主務大臣が、その法人の一般的監督権限を有していること、あるいは、予算や事業計画について主務大臣の認可が必要とされていること）や役員の任命の権利（特に、会長、理事長、代表取締役などの法人の長について主務大臣の任命が必要とされていること）が与えられているもの、という基準を満たすものを政府による監督・所有関係があるものと判断する。

b 上記a①に該当する政府の一部の特別会計（地方公共団体では事業会計）も「公的企業」に属するものとして取り扱う。

これには、印刷局や造幣局といった政府自身にサービスを提供するものや郵便事業のようにサービスの産出先が、政府だけでなく、広範囲にわたるようなもの等が含まれる。

c ただし、公園、保健、教育、文化などの社会的・公共的サービスについては、その価格又は料金が著しくコストに見合わない水準に設定されている場合は、この分野には含まず、「政府サービス生産者」のうちの「準公務」に分類する。

d また、旧3公社（注）については、公共企業体を株式会社として民営化し、公的規制を最小限にとどめようとする行政改革の柱の一つとして扱われてきたものであり、政府が株式を保有することについても、それは当面の措置であって、市場の状況等を勘案しながら逐次公開するとされている（「行政改革に関する第3次答申－基本答申－」（昭和57年7月30日）第2部第5章1）。すなわち、この場合の政府による株式保有は、経営権の掌握を目的としたものではないと判断できるので、これらについては「民間事業所」として取り扱う。

（注）「公共企業体労働関係法の施行に関する法律」（昭和24年5月19日号外法律第83号）の

適用を受けた①日本国有鉄道（現・北海道、東日本、東海、西日本、四国及び九州の各旅客鉄道株式会社並びに日本鉄道貨物株式会社（略称「JR」）、②日本専売公社（現・日本たばこ産業株式会社（略称「JT」）及び③日本電信電話公社（現・日本電信電話株式会社（略称「NTT」）を旧3公社という。

（ウ）その他、産業として扱う活動等

a それぞれの生産活動主体が、所有する持家、給与住宅については、貸家と同様に居住者から家賃を受け取っているとみなして帰属計算を行い（帰属家賃）、「産業」（「住宅賃貸料」部門）として扱う。

b 家計の自己消費に向けての財の生産（例えば、農家が、自己消費用として、農作物を生産する活動）は、「産業」として取り扱い、原則として推計の対象とする。

（エ）対家計民間非営利サービス生産者

「対家計民間非営利サービス生産者」とは、以下の要件を満たす団体をいう。

① 営利を目的とせず、無償又は著しくコストに見合わない価格で、家計に対してサービスを提供していること

かつ、  
② 政府による監督を受けていないこと又は政府から主たる資金供給が行われていないこと

「政府による監督を受けていないこと」とは、

i) 政府の出資比率が50%以上で、ii) 特別の法令に基づき、政府に法人の経営方針の決定や役員の任命の権利が与えられていること、という2点をいずれも満たす場合以外をいう。

具体的には、宗教団体、労働組合、学術・文化団体、政治団体といったものが、これに該当する。

（オ）政府サービス生産者

「政府サービス生産者」とは、原則として、以下のものをいう。

① 政治的責任と経済的任務の遂行のため、無償又は著しくコストに見合わない価格でサービスを提供する政府機関、あるいは、特殊法人等

② 無償又は著しくコストに見合わない価格でサービスを提供している非営利団体のうち、政府による監督が行われ、かつ、政府から主たる資金供給が行われているもので、その業務内容が、政府の国家的政策の実現という明らかに公的性格を帯びたものであり、政府自身の活動と同一視し得るもの

ここで扱う「政府サービス生産者」の活動には、大きく分けて、次の2つがある。

① 行政、防衛など、政府又は特殊法人等のみによって提供され、一般的な税制や他の収入によって賄われている社会的に共通なサービス（集合的サービス）

② 教育、保健衛生など、その使用料に応じて料金を徴収することも可能ではあるが、社会的、政治的目的のため、無償又は著しくコストに見合わない価格で提供されるサービス（個別的服务）  
なお、産業連関表では、分析の用に供するため、「政府サービス生産者」を下記の要件によって「公務」と「準公務」に区分し、「公務」を更に「公務（中央）」と「公務（地方）」に分類している。

【公務】「産業」部門に、類似のサービスを提供する部門や対応する部門がなく、政府が直接に行う活動又は特殊法人等の活動によってしか提供されないサービス。

【準公務】「産業」部門に、類似のサービスを提供する部門があるが、社会的、公共的サービスの提供という見地から、その価格又は料金が、著しくコストに見合わない水準に設定されているようなサービスであるため、政府が直接に行う活動又は特殊法人等の活動によって提供されるようなサービス。

具体的には、公園、保健、教育、文化などの社会的、公共的サービスで、その価格又は料金が著しくコストに見合わない水準に設定されているものが該当する。

なお、本区分の名称は、平成2年表では「非公務」としていたが、「民間」を意味するとの誤解を招かないようするために、平成7年表から「準公務」とした。

#### (5) 分類の種類及び分類コード

##### ア 分類の構成

産業連関表の部門分類は、「基本分類」を最も詳細な分類とし、これを統合した「統合小分類」、「統合中分類」及び「統合大分類」から構成される。

##### イ 基本分類（6桁分類、7桁分類）及び細品目分類（10桁品目）

各生産活動主体及びそこから供給される財・サービスの種類、用途、生産技術等に即して、最も詳細に分類された公表用の部門分類が「基本分類」であり、列部門を6桁、行部門を7桁のコード番号で表す。基本分類の更に詳細な分類として、細品目（10桁品目）が

あり、部門別国内生産額の推計の基礎となっている。

投入・産出額の推計及び計数の調整作業は、この基本分類をベースとして行われている。一般的に、基本分類の部門は、生産活動単位ごとに細かく分類すればするほど、精度の高い結果が得られ、また、各部門における投入係数も安定したものになると言われている。

##### (注) 細品目（10桁品目）

国内生産額の推計に当たっては、その推計に用いられる基礎統計（工業統計調査、サービス業基本調査、各種動態統計調査など）に基づき、可能な限り詳細なアクティビティ別の分類により生産額を推計し、それを行部門別、列部門別に積み上げることによって基本分類ベースの国内生産額が計算される。

この生産額推計の最小単位の分類が「細品目」であり、国内生産額表において10桁のコード番号を付して表されている。この細品目は、基本分類の内訳構成品目であり、産業連関表で捕捉される最小単位のアクティビティベースの分類といえる。

一般的に、細品目が多いほど、投入額、産出額の推計及び調整段階での作業が容易に行うことができると言われている。

##### ウ 統合小分類（4桁分類）

投入係数、逆行列係数等を提供する最も詳細な分類であり、日本標準産業分類及び国際標準産業分類のいわゆる4桁分類に対応できるように設定されている。

##### エ 統合中分類及び統合大分類

統合中分類は、通常の産業連関分析ニーズに対応可能な分類として設定されたものである。この統合中分類による取引基本表を速報として公表している。

統合大分類は、簡易な産業連関分析用に作成された表である。

また、このほか、産業連関表の説明用（ひな型）の13部門表もある。

なお、統合中分類及び統合大分類のコード番号は、基本分類コードと対応していない。

##### オ 取引基本表の表し方

取引基本表は、内生部門の行及び列の部門数をもって表される。例えば、平成7年表の基本分類による取引基本表は、519×403部門表のように表される。

なお、例えば、186×186部門表のように行及び列の部門数が同じ場合には、その共通部門数をもって、「186部門表」と表す。

##### カ 部門分類コード

基本分類に付されている部門コードについては、最

近では、昭和60年表作成時に内生部門コードが全面的に改定されている。

部門分類コードの意味付けは、①上2桁で業種を表す、②上4桁を統合小分類とする、③5～6桁目を列コード用、7桁目を行コード用とし、原則として連番を付す、④「その他の〇〇」部門は、原則として5～6桁を09とする、⑤修理部門は、原則として5～6桁を10にする、などである。

第2-1図 基本部門コードと統合小分類コード

1	2	3	4		5	6	7
○	○	○	○	-	○	○	○

← → 業種  
← 統合小分類 →  
← 基本分類（列）（6桁） →  
← 基本分類（行）（7桁） →

#### キ 特殊分類コード

特殊な扱いをしている部門（本節9参照）のうち、屑・副産物の発生・投入、商業マージン及び国内貨物運賃について、利用者の便宜に供するため、基本分類コードの6桁コード、7桁コードの後に、次のような特殊分類コードを付してある（「2付き」、「3付き」等の呼び方がされる。）。

##### <特殊分類コード>

- ・ 屑 投 入 ..... 2
- ・ 屑 発 生 ..... 3
- ・ 副 産 物 投 入 ..... 4
- ・ 副 産 物 発 生 ..... 5
- ・ 商 業 マ リ ジ ン ..... 6
- ・ 国 内 貨 物 運 賃 ..... 7

#### (6) 外生部門の分類

産業連関表の外生部門である最終需要部門と粗付加価値部門は、ほぼ国民経済計算に対応している。

##### ア 最終需要部門

産業連関表の国内最終需要部門は、「家計外消費支出」を除けば、国民経済計算における国内総支出にはほぼ対応するものであり、第2-1表のうち、輸出、輸入を除く部分のように、国民経済計算に対応する形で設定されている。

輸出及び輸入については、国民概念から国内概念へ

の転換及びSNAの需要項目に対応した産業連関表の再編・加工が容易に行うことができるよう分類されている。

##### イ 粗付加価値部門

産業連関表の粗付加価値部門は、「家計外消費支出」を除けば、国民経済計算における国内総生産にはほぼ対応するものであり、第2-2表のように国民経済計算に対応する形で設定されている。

##### ウ 家計外消費支出

家計外消費支出は、端的にいえば「企業消費」ともいるべきものである。

最終需要部門の家計外消費支出（列）には、宿泊・日当、交際費及び福利厚生費に係る企業消費の内訳が財・サービス別に計上されている。

また、粗付加価値部門の家計外消費支出（行）は、各生産部門（つまり列部門）が宿泊・日当、交際費及び福利厚生費をそれぞれどれだけ支出したかが計上されており、家計外消費支出の行及び列の合計は一致する。

家計外消費支出については、国民経済計算では、企業が生産活動を行う上で直接的に必要となる営業経費であるとして、これを外生部門（粗付加価値及び最終需要）に含めていない。しかし、産業連関表では、これは営業余剰の一部をなすものであり、産業部門から家計外部門に対し現物の形で移転されたものとして、これを外生部門に位置付けている。

なお、家計外消費支出を外生化することにより、投入係数が一層安定的になる。

第2-1表 産業連関表と国民経済計算との対応（最終需要部門）

産業連関表	国民経済計算（経済企画庁）
家計外消費支出（列）	（内生部門に格付けされている）
民間消費支出 家計消費支出 対家計民間非営利団体消費支出	民間最終消費支出 家計最終消費支出 対家計民間非営利団体最終消費支出
一般政府消費支出 中央政府集合の消費支出 中央政府個別の消費支出 地方政府集合の消費支出 地方政府個別の消費支出	政府最終消費支出 中央政府 地方政府
国内総固定資本形成（公的）	国内総資本形成 総固定資本形成 公的 一般政府総固定資本形成 企業設備投資 住宅投資
国内総固定資本形成（民間）	民間 企業設備投資 住宅投資
在庫純増 生産者製品在庫純増 半製品・仕掛品在庫純増 流通在庫純増 原材料在庫純増 所在不明在庫純増	在庫品増加 製品在庫 仕掛品在庫 流通在庫 原材料在庫
輸出 輸出（普通貿易） 輸出（特殊貿易） 輸出（直接購入）	財貨・サービスの輸出 財貨 運輸・通信、保険サービス、その他 直接購入
輸入 輸入（普通貿易） 輸入（特殊貿易） 輸入（直接購入） 関税 輸入品商品税	財貨・サービスの輸入 財貨 運輸・通信、保険サービス、その他 直接購入 【付加価値の間接税に含まれている】 【付加価値の間接税に含まれている】

(注) 1 産業連関表の [ ] 内は、統合大分類に対応する最終需要の項目である。

2 国民経済計算の「財貨」と産業連関表の「財」は同概念である。

第2-2表 産業連関表と国民経済計算との対応（粗付加価値部門）

産業連関表	国民経済計算（経済企画庁）
家計外消費支出（行）	(内生部門に格付けされている)
宿泊・日当	
交際費	
福利厚生費	
雇用者所得	雇用者所得
賃金・俸給	賃金・俸給
社会保険料（雇用主負担）	社会保障雇主負担
その他の給与及び手当	その他の雇主負担
営業余剰	営業余剰
資本減耗引当	固定資本減耗
間接税（除関税・輸入品商品税）	間接税
(控除) 経常補助金	(控除) 補助金

(注) 1. 「賃金・俸給」の扱いに関して、産業連関表では「現物給与評価額」及び「給与住宅差額家賃」が「その他の給与及び手当」となっているが、国民経済計算（経済企画庁）では「賃金・俸給」として計上されている。

2. 産業連関表の  内は、統合大分類に対応する粗付加価値の項目である。

### 3 取引活動の記録の時点

産業連関表が対象とする生産活動及び取引の記録の時点は、原則として「発生主義（Accrual basis）」による。発生主義とは、当該取引が実際に発生した時点を記録時点として適用することをいう。発生主義に対して「現金主義（Cash basis）」があるが、これは、所得の受取や代金の支払い等が実際になされた時点を記録時点として適用する方法である。生産活動に伴う所得の発生と分配、支払いまでの経済の流れは、通常、各々の時点が異なるので、現金主義で記録すると産業連関表の二面等価（粗付加価値部門の合計と最終需要部門（輸入を控除）の合計との一致）は成立しない。しかし、発生主義で記録すると二面等価は常に達成されることとなる。各取引活動の記録の時点は、具体的には、次のとおりである。

- ① 財・サービスの生産活動については、財は、対象年次中に生産されたものが対象になり、サービスは、対象年次中に提供されたものが対象になる。
- ② 中間生産物の取引については、その中間生産物が各部門において現実に消費された時点をもって取引の時点とし、その時点が対象年次中のものを中間取引額として

計上する。

- ③ 最終需要部門への産出のうち、「消費支出」（家計外消費支出、民間消費支出及び一般政府消費支出）は、対象となった財の引渡しが遅延した場合であっても、一般に売買行為が成立した時点をもって記録の対象とする。
- ④ 「国内総固定資本形成」は、その資本財の引渡しが行われた時点、各種の「在庫純増」は、生産者又は流通業者が対象となった生産物の法的所有権を有することになった時点をもって、それぞれ記録する。
- ⑤ 「輸出（普通貿易）」及び「輸入（普通貿易）」は、関税当局の通関許可が行われた時点を基準とする。
- ⑥ 生産期間が1年を超える財（長期生産物）について、建設物は、対象年次の1年間の工事進捗量をもって国内生産額とし、その産出先は「国内総固定資本形成」である。船舶、重電機等その他の長期生産物については、国内生産額に完成品のほか、半製品及び仕掛品をも含めている。当該長期生産物の完成品の生産額は、「完成品の額一前年までの半製品・仕掛け品の額」である。その産出先は、完成品として引渡しが行われたものについては「国内総固定資本形成」、その他は「生産者製品在庫純増」又は「半製品・仕掛け品在庫純増」である。

⑦ 動植物の育成長については、肉用牛のように一回だけ産出物を生産するものの育成長分は「仕掛品」に、乳牛のように複数回産出物を生産するもののうち、自己勘定の育成長分は「国内総固定資本形成」に、専門的生産者の育成長分は「仕掛品」に計上されている。

#### 4 金額による評価

産業連関表の取引基本表は、1年間に行われた財・サービスの取引実態を記録したものであるが、個々の取引活動の大きさは、「金額」をもって示される。

各財には、それぞれ固有の数量単位があり、これによって各取引活動の大きさを量ることとすれば、価格のその時々の変化や地域差による影響が排除され、純粋に生産技術を媒介とした物量的な産業連関分析が可能となる。

しかし、サービスの多くは、固有の数量単位を持たず、また、財であっても、いくつかの細品目から構成される部門では、同一部門に含まれる各品目が同一の単位を持つとは限らない。さらに、列部門については、投入される原材料等の種類が多様であり、同一の数量単位で計測することは不可能である。このため、取引基本表の作成に当たっては、「金額」を共通の尺度として、各取引活動の大きさを評価している。

なお、取引基本表が、このように金額のみの表示となっていることをできる限り補うため、一部の財について、別途、付帯表として「物量表」が作成されている。

#### 5 取引基本表の基本的構造

##### (1) 部門分類と表の基本フレーム

###### ア 部門分類の違いによる表の種類

取引基本表の分類を、商品（アクティビティ）ベースにするか、産業（事業所）ベースにするかで、表の種類は、A表のほか、U表、V表及びI×I表があることは、前述2(2)のとおりである。

諸外国の多くでは、68 SNAに基づき、「商品（行）×産業（列）表=U表（産業別商品投入表）」と「産業（行）×商品（列）表=V表（産業別商品産出表）」の二つをまず作成し、この二つの表から産業技術仮定又は商品技術仮定のいずれかの仮定を置いて間接的に「商品（行）×商品（列）表=A表（又はC表という。）」を作成しているが、我が国では昭和26年の試算表以来、直接A表を作成している。

（注1）産業技術仮定：同一の産業で生産された商品は、どの商品であっても同一の生産技術構造を

持つと仮定する。具体的には、商品別付加価値額の推計において、A産業で生産された商品にはすべてA産業の付加価値率、B産業で生産された商品にはすべてB産業の付加価値率を適用して、産業別・商品別付加価値額を計算し、それを商品ごとに集計して商品別の付加価値額を算出する。

（注2）商品技術仮定：どの産業で生産されても同一の商品であれば、同一の生産技術構造を持つと仮定する。具体的には、商品別付加価値額の推計において、どの産業で生産されたかに関係なく商品別の生産額を計算し、a商品にはそれを主産物とするA産業、b商品にはそれを主産物とするB産業の付加価値率を適用して商品別付加価値額を推計する。

###### イ 商品×商品表（A表）の意味

我が国の産業連関表は、商品×商品表（A表）（本節の2(2)を参照）であるが、同一のアクティビティから生産される商品であっても、用途や単価が大きく異なる場合は行部門のみ分割している（例えば、石油精製はアクティビティ（列）は一つであるが、商品（行）はガソリン、灯油、軽油、重油等に分かれている）。したがって、「商品（行）×アクティビティ（列）表」という性格を有する。

また、付加価値額についても、工業統計調査やサービス業基本調査を推計基礎資料とする製造工業品や提供サービス等については、付加価値の第1次推計に当たり、産業別の情報しか得られないため、産業技術仮定によって商品別の付加価値額を推計している。つまり、これらの分野の財・サービスについては、厳密な意味での商品ベースでの付加価値推計が行われていないことを意味している。

##### (2) 価格評価と表形式（生産者価格評価表と購入者価格評価表）

###### ア 価格の評価方法

取引基本表は、個々の取引が金額によって記録されているが、その際に「価格」のとらえ方が問題となる。価格をどのようにとらえるかによって、生産額も取引額も変化することになるからである。

実体経済の中では、例え同一の財・同一量の生産物であったとしても、同一価格で取引されるとは限らない。これは、地理的又は時期的な要因及び需給状況や取引形態の相違等に基づくものである。例えば、北海道で生産されたa製品と関東で生産されたa製品では価格が異なるかもしれない。また、同じ会社の製品で

も需要期か非需要期かで、あるいは大口需要者向けか小口需要者向けかで価格が異なるかもしれない。

このような場合、取引基本表に記述する個々の取引を、各取引ごとの実際の価格で評価するか、それとも、取引先や取引形態にかかわらず単一の価格で評価するかという問題が生ずる。前者を「実際価格」、後者を「統一価格」という。

一般に価格のとらえ方として次のような二つの考え方がある。

- (a) 「生産者価格」によるか「購入者価格」によるか
- (b) 「実際価格」によるか「統一価格」によるか

この二つの考え方を組み合わせることによって、次の4通りの価格評価ができる。

- ① 実際価格による生産者価格評価
- ② 実際価格による購入者価格評価
- ③ 統一価格による生産者価格評価
- ④ 統一価格による購入者価格評価

我が国では、このうち、「①実際価格による生産者価格評価」と「②実際価格による購入者価格評価」の二つの方法を採用しており、前者による取引基本表を「生産者価格評価表」、後者を「購入者価格評価表」と呼んでいる。統一価格による評価方法は原則としては採用していない。

また、付加価値税（消費税）の記録方式には、すべての付加価値税を含めるグロス方式と控除できる付加価値税を含めないネット方式の2方式があるが、我が国の統計資料のほとんどがグロス方式で記録されているため、我が国産業連関表ではグロス方式を採用している。

#### イ 生産者価格評価表と購入者価格評価表

##### (ア) 両表の表形式と相違点

生産者価格と購入者価格との相違は、個々の取引額に流通経費、すなわち商業マージン及び国内貨物運賃が含まれているか、いかないかである（第2-2図参照）。

我が国の取引基本表は、生産者価格評価表と購入者価格評価表の両者が作成されているが、生産者価格評価表は、個々の取引が生産者の「出荷価格」で記録され、購入者が入手するまでに要した商業マージン及び国内貨物運賃については、購入側の部門（列）と商業（行）及び運輸業（行）部門との交点に一括計上する。

また、購入者価格評価表は、商業マージン及び国内貨物運賃を個々の取引額に含めて計上するものである。その結果、商業及び運輸業の行部門には、

「コスト商業」並びに「旅客運賃額」及び「コスト運賃」（本節9参照）のみが計上され、商業マージン及び国内貨物運賃は商業及び運輸業の行部門には計上されないことになる。

なお、商業マージン及び国内貨物運賃の対象となる広義のサービス関係の部門（建設、電力及びいわゆる第3次産業等）の取引額は、本来生産者価格と購入者価格が同額となる。

ただし、平成7年表から、「8512-011ソフトウェア業」及び「8619-051写真業」について、商業マージン及び国内貨物運賃の対象としたため、生産者価格と購入者価格が同額とは限らない。

##### (イ) 利用上の特徴

生産者価格評価表と購入者価格評価表について、利用上の観点からみれば、それぞれ次のような特徴がある。

まず、購入者価格評価表は、現実の取引認識に近い価格であるため、各部門の生産原価の構成を読み取ることが容易であるほか、国民経済計算における他の勘定（所得支出勘定、国民貸借対照表等）との比較の面で有利である。

しかし、商業マージン及び国内貨物運賃の額は、財・サービスごとに異なり、また、同一の財・サービスであっても取引形態の相違によって異なることが多いなど、不安定である。通常の産業連関分析では、できるだけ物量に近い、安定的な投入係数（技術係数としての投入係数）を必要とするため、生産者価格評価による取引基本表の方が有利である。

##### ウ 基本価格

生産者価格から商品税（消費税、たばこ税、酒税などの間接税）を差し引き、受け取る補助金を加えた価格を「基本価格」という。68SNAでは、各取引額を「基本価格」で評価することが提唱された。

これは、各取引額に商品税を含めると、税率そのものが必ずしも安定的ではなく、また、例えば、購入者が企業であるか家計であるかによって商品税率が異なることがあります。さらに、同一の部門に格付けされる商品群の中で税率が異なる場合には、購入する商品の構成が変わることによって取引額が変化するなど、人為的な要因によって投入係数が左右されるためである。

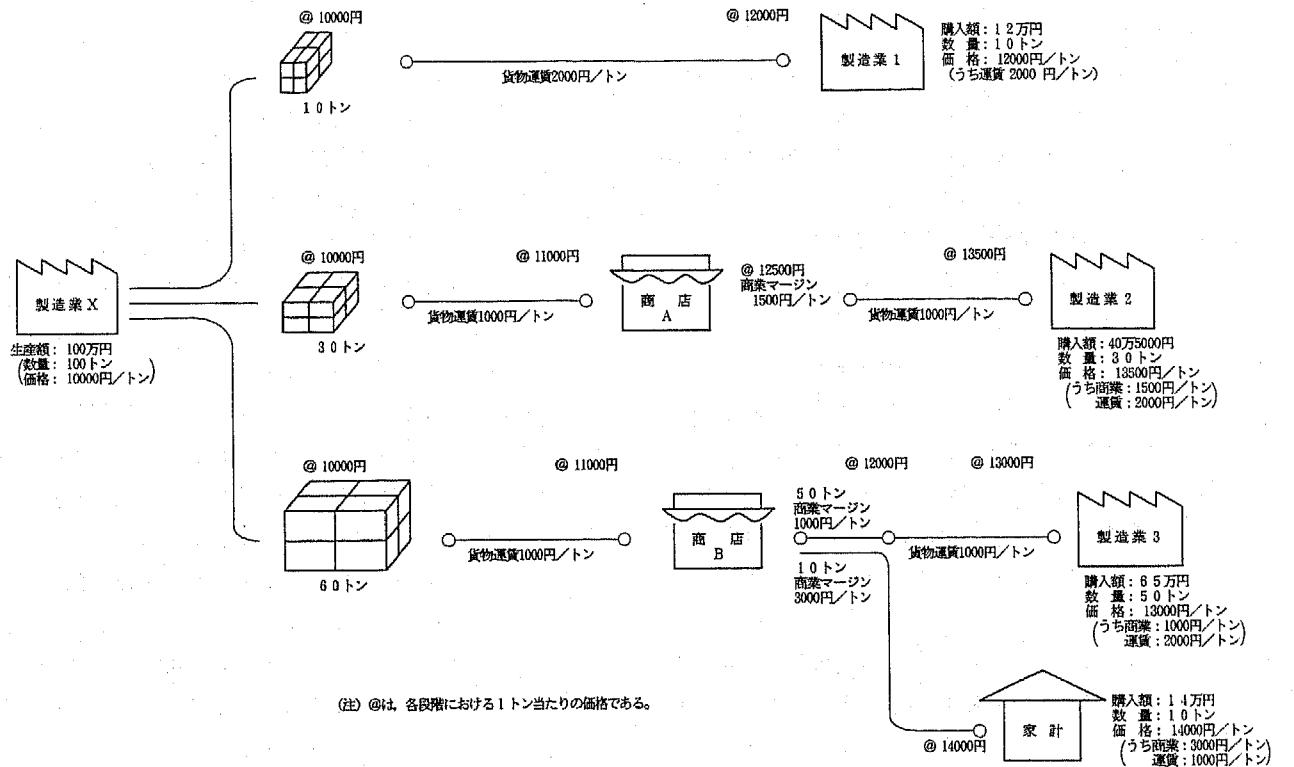
我が国においては、昭和45年表の作成に際して、付帯表として「商品税免除マトリックス」の作成が検討されたが、地方の商品税に関する資料が不備であったため、国税分だけの試算に終わったという経緯がある。その後は基本価格の取扱いについては検討されていな

いが、平成元年に「消費税」が導入されたことに伴い、  
平成7年表でも、平成2年表に引き続いてその表章の

在り方を検討した（消費税の取扱いについては本節5(4)及び第2節2(2)参照）。

第2-2図 生産者価格評価表と購入者価格評価表

① 価格形成の流れ 一仮設例一



② 生産者価格評価表 一ひな型一

単位：千円

		中間需要				最終需要		需要合計	(控除)輸入	国内生産額
		製造業1	製造業2	製造業3	.....	消費	投資			
中間投入	商品X	100	300	500	0	100	0	0	1,000	0
	商業	0	45	50	0	30	0	0	125	0
	運輸	20	60	100	0	10	0	0	190	0
粗付加価値										
国内生産額		.....	.....	.....	.....					

(注) 第2-2 図①の数字を表にしたものである。

③ 購入者価格評価表 一ひな型一

単位：千円

		中間需要				最終需要		需要合計	控除		国内生産額
		製造業1	製造業2	製造業3	.....	消費	投資		輸入	商マージン	
中間投入	商品X	120	405	650	0	140	0	0	1,315	0	-125
	商業	(100)	(300)	(500)	0	(100)	(+30)	0	0	125	-190
	運輸	(+20)	(+45)	(+50)	0	(+10)	(+10)	0	0	0	190
粗付加価値		0	0	0	0	0	0	0	0	0	125
国内生産額		.....	.....	.....	.....						

(注) 第2-2 図①の数字を表にしたものである。商品Xの行には、商業マージン及び貨物運賃が含まれた取引額が計上されている。

### (3) 輸入の扱いと表形式

#### ア 競争輸入型表と非競争輸入型表

取引基本表を作成する上で、輸入をどのように取り扱うかについては、大別して二つの方式がある。

一つは、同じ種類の財については、国産品と輸入品との区別を行わず、全く同じ取扱いをするものであり、この方式による取引基本表を「競争輸入型表」という。

これに対し、全く同じ種類の財であっても、国産品と輸入品とを区別して取り扱う方式によるものを「非競争輸入型表」という。

#### イ 我国の表形式 一 競争輸入型表、正確には「競争・非競争混合輸入型表」一

我が国の取引基本表は、原則として国産品の投入・产出と輸入品の投入・产出をまとめて計上する「競争輸入型表」である。しかし、各取引額には、輸入額が内数として別掲されているので、容易に「非競争輸入型表」に展開することができる。

また、我が国の産業連関表は、大豆、素材等の重要な輸入品について、国内生産額の大小に関係なく、輸入品の行部門を別掲している。したがって、我が国の取引基本表は、正確には、「競争・非競争混合輸入型表」ということができる。

「競争輸入型表」、「非競争輸入型表」及び「競争・非競争混合輸入型表」の表形式は、第2-3図のとおりである。

#### ② 競争・非競争混合輸入型（ひな型）

	A	B	C	D	消費	投資	輸出	(控除)	国内 生産額
								輸入	
A	5	10	20	10	5	0	0	0	50
A(輸入)	5	50	10	30	5	0	0	-100	0
B	20	10	50	10	20	15	10	-35	100
C	5	10	5	50	60	40	40	-50	160
D	5	5	20	15	70	30	30	-25	150
粗付加価値									
	10	15	55	35					
国内生産額	50	100	160	150					

(注) 商品Aについてのみ、輸入品が行部門として特掲されており、その他の商品B、C、Dについては国産品と輸入品の合計額が計上されている。

#### ③ 完全非競争輸入型（基本型）（ひな型）

	A	B	C	D	消費	投資	輸出	(控除)	国内 生産額
								輸入	
国産	A	5	10	20	10	5	0	0	— 50
	B	10	10	30	10	20	10	10	— 100
	C	5	10	5	40	30	30	40	— 160
	D	5	5	15	15	55	25	30	— 150
輸入	A	5	50	10	30	5	0	0	-100 —
	B	10	0	20	0	0	5	0	-35 —
	C	0	0	0	10	30	10	0	-50 —
	D	0	0	5	0	15	5	0	-25 —
粗付加価値									
	10	15	55	35					
国内生産額	50	100	160	150					

(注) 我が国においては、「輸入」の部分が付帯表（輸入表）として作成されることになっているため、上図のような完全非競争輸入型の取引基本表を作成することも可能となっている。

第2-3図 競争輸入型表及び非競争輸入型表

#### ① 完全競争輸入型（ひな型）

	A	B	C	D	消費	投資	輸出	(控除)	国内 生産額
								輸入	
A	10	60	30	40	10	0	0	-100	50
B	20	10	50	10	20	15	10	-35	100
C	5	10	5	50	60	40	40	-50	160
D	5	5	20	15	70	30	30	-25	150
粗付加価値									
	10	15	55	35					
国内生産額	50	100	160	150					

(注) 粗付加価値部門を除く各マス目の数値は、国産品と輸入品との合計額である。

#### ④ 非競争輸入型（簡略型）（ひな型）

	A	B	C	D	消費	投資	輸出	(控除)	国内 生産額
								輸入	
A	5	10	20	10	5	0	0	—	50
B	10	10	30	10	20	10	10	—	100
C	5	10	5	40	30	30	40	—	160
D	5	5	15	15	55	25	30	—	150
輸入	15	50	35	40	50	20	0	-210	—
粗付加価値									
	10	15	55	35					
国内生産額	50	100	160	150					

(注) 輸入品の品目別内訳を示さず、部門別の合計額のみを示したものである。

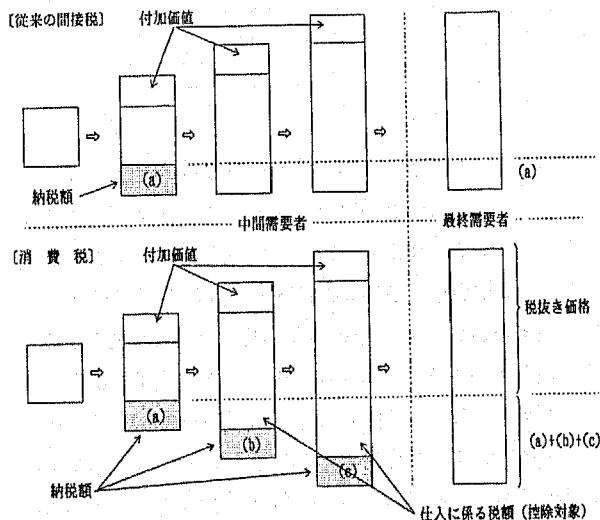
#### (4) 消費税（付加価値税）の扱いと表形式

##### ア 消費税の性格

消費税は、第2-4図のとおり従来の物品税等のような特定の物品やサービスを課税対象とする個別間接税とは異なり、原則として、国内において行われる財及びサービスのすべての取引段階において課税される多段階課税方式の間接税であると言われている。しかも中間取引段階において税が累積しないよう仕入れに係る税額が控除される。

産業連関表において、従来の間接税は、課税額（=納税額）が商品の価格に転嫁されて、中間需要、最終需要の区別なく税込みの価格により売買されることから、そのまま投入コストとして表示されていた。ところが、消費税は、中間需要部門における取引については、原則として、購入側（投入側）において仕入れに係る税額が控除される。産業連関表では、中間投入額は、結果としてネット価格（控除可能な税を除いた価格）で評価されることとなり、一般的にはこれに即した表示が必要とされると考えられる。

第2-4図 従来の間接税と消費税の違い



##### イ 消費税の表章形式

消費税の表章形式は、第2-5図のようなものがある。

###### (ア) グロス表

実際の取引額に基づき、そのまま税額を含めて作成される表を「グロス表」（又は「税込み表」という）。

税の記述をみると、内生部門に含まれる税は、原則として、その原材料を生産・販売した事業者において課税される一方、実際は累積排除のため購入側

（投入側）において控除されているにもかかわらず投入額に含まれている（第2-5図① グロス表の例参照）。

###### (イ) 税抜き表

税が産業活動に対して完全に中立であるとするならば、取引数量に変化がないのに取引額を変化させ、結果として投入係数に影響を与える税は、投入係数の安定性を目指す産業連関表においては取り除く必要がある。このため、すべての取引において、取引額に占める税額を完全に取り除いて作成される表を「税抜き表」という（第2-5図② 税抜き表の例参照）。

###### (ウ) ネット表

次のような意味をもって作成される表を、「ネット表」と呼ぶこととする。

- a 仕入額に占める仕入れに係る税額のうち、控除可能な税額のみを内生部門から取り除き、外生部門（粗付加価値部門及び最終需要部門）に上乗せして作成される表。

第2-5図 消費税の表章形式（ひな型）

###### ① グロス表の例

	中間需要					中間 需要	最終需要				国 内 生産額
	A	B	C	D	E		消費	投資	輸出	輸入	
中 間 投 入	A		824			824				-309	515
	B			927		927			100		1027
	C				1030	1030		103	200		1333
	D	31				72	103	927	309	400	1739
	E			103	103	206	412	103			721
中間投入	31	824	1030	1133	72	3090	1339	515	700	-309	5335
付加価値	470	200	300	600	630	2200					
納 税 額	14	3	3	6	19	45					
国内生産	515	1027	1333	1739	721	5335					

（注）1. 免税となる輸出を除き、全ての取引において3%課税（平成7年における税率。以下同じ。）が行われ、完全に転嫁されていると仮定したもの。  
2. 実際は、非課税取引、免税業者の存在、輸出免税、簡易課税制度等があり、各マス目とも、必ずしも税抜き×1.03=税込み（グロス）とはならない。

###### ② 税抜き表の例

	中間需要					中間 需要	最終需要				国 内 生産額
	A	B	C	D	E		消費	投資	輸出	輸入	
中 間 投 入	A		800			800				-300	500
	B			900		900			100		1000
	C				1000	1000		100	200		1300
	D	80				70	100	900	300	400	1700
	E			100	100	200	400	100			700
中間投入	30	800	1000	1100	70	3000	1300	500	700	-300	5200
付加価値	470	200	300	600	630	2200					
国内生産	500	1000	1300	1700	700	5200					

（注）「控除可能な税額」だけを抜いて、「納税額」及び「控除不可能な税額（家計消費等に含まれる。）」を残す方法も考えられる。

### ③ ネット表の例

		中間需要					中間 需要	最終需要					国 内 生産額
		A	B	C	D	E		調査	消費	投資	輸出	輸入	
中 間 投 入	A		800				800	24			-309	515	
	B			900			900	27		100		1027	
	C				1000		1000	30		103	200		1333
	D	30					70	100	3	927	309	400	
	E			100	100		200	15	412	103			721
中間投入		30	800	1000	1100	70	3000	60	1339	515	700	-309	5335
仕入控除		1	24	30	33	2	60						
付加価値		470	200	300	600	630	2200						
納税額		14	5	6	6	16	45						
国内生産		515	1027	1333	1739	721	5335						

(注) 1 免税となる輸出を除き、全ての取引において 3%課税が行われ、完全に転嫁

されていると仮定したもの。

2 投資控除等の要因は考慮していない。

3 最終需要部門における「調整」部門は、中間需要部門において販売される財に關し、購入者側で仕入控除される税額に相当する分を示したもの。

4 最終需要部門において負担した税額を示す列ベクトルを設けて、最終需要各項目を税抜きにすることも考えられる。

- b 免税事業者の仕入れに係る税額のように控除不能な税額は仕入価格の上界分として投入額に織り込まれる（第2-5図③ ネット表の例参照）。

## 6 国内生産額

### (1) コントロール・トータル (C T)

部門別の国内生産額は、産業連関表の計数を推計する際に、まず、第1に推計される計数であり、基本的には、当該産業の生産高（商品の生産高やサービスの売上高）をもって計測される。また、政府サービス生産者及び対家計民間非営利サービス生産者の行う活動については、その経費の積み上げをもって生産額が計測される。

部門別の国内生産額は、産業連関表の行及び列の両面を統制する極めて重要な数値である。産業連関表の推計作業は、国内生産額を確定した上で、その内訳として投入額及び産出額の推計が行われるため、これに誤りがあると他部門の投入・産出にまで影響し、表全体の精度が左右されることとなる。この意味で、国内生産額はコントロール・トータル (Control Totals), 略して C Tともいわれている。

### (2) 国内概念

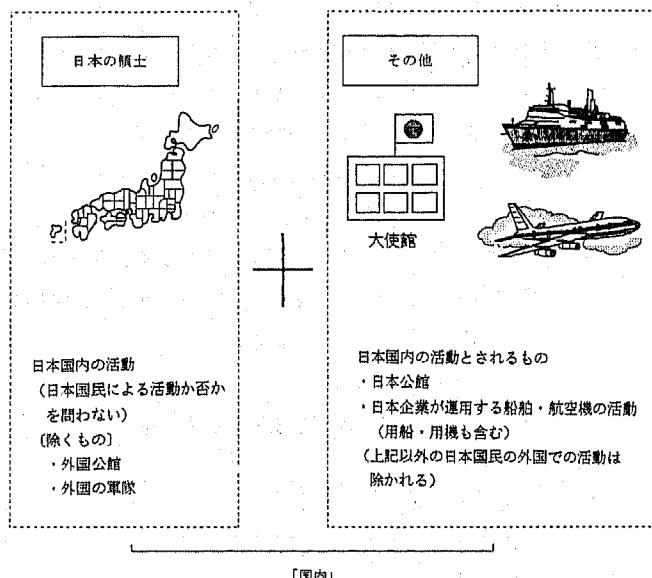
産業連関表の記録の対象は、一定期間内（通常、1～12月の1年間）に生産された中間生産物を含むすべての財・サービスであり、その生産の範囲は、いわゆる「国内概念」によって規定される。

「国内」とは、「ある国の領土からその国に所在する外国政府の公館、軍隊等を除いたものに、領土外に所在

する当該国の公館、軍隊等を加えたもの」と定義され、産業連関表の把握対象は、我が国の「国内」において行われた生産活動に限定される。

例えば、我が国において行われた外国籍企業の活動は含まれるが、我が国の企業が外国で行った生産活動は除外される。また、我が国の在外公館の活動は含まれるが、我が国に所在する外国公館や米国の軍隊等の活動は含まれない（第2-6図参照）。

第2-6図 産業連関表における国内の範囲



「国内」

(注) 「国内概念」に対応するものとして「国民概念」がある。国民概念の生産とは、当該国の居住者主体（すなわち国民）が行った生産活動等の範囲を規定する場合に用いられるものである。

例えば、「国民総生産 (G N P)」は、我が国の居住者主体（国内に居住している国民、1年未満海外に居住する国民、1年以上国内に居住しているすべての外国人）が生産要素（資本、労働）の提供の見返りとして受け取った所得の総額をいう。したがって、居住者主体が海外から受け取った雇用者所得、企業所得及び財産所得は国民総生産に含まれ、我が国の企業等が非居住者主体に支払った賃金、配当金等は含まれない。

(3) 非営利活動による財・サービス  
財・サービスは、市場において生産コストに見合う価格で取引が行われるのが通常の姿であるが、実際の経済活動の中では、政府サービス生産者や対家計民間非営利サービス生産者が提供する財・サービスのように無償又は著しくコストに見合わない価格で提供される財・サービスがある。

産業連関表は、このような政府サービス生産者や対家

計民間非営利サービス生産者が提供する財・サービスを含み、その国内生産額は、原則として生産に必要な経費の積み上げをもって計測される。

#### (4) 国内生産額の重複計算

##### ア 同一基本分類内

国内生産額の推計に当たっては、基礎統計から、アクティビティ（生産活動単位）別に詳細に作成された細品目（約5,200）ごとに国内生産額を推計する。次に、これを基本分類部門ごとに積み上げて各部門の国内生産額を推計する。

このため、同一基本分類部門内で、ある品目が他の品目の原材料として使用されている場合には、その原材料の部分の国内生産額は重複して計上される。

なお、生産額の重複は、細品目を生産工程ごとに細かく分類すればするほど大きくなる。

##### 国内生産額の重複計算の例

基本分類：3211-03 ビデオ機器	
(細品目)	
ビデオ機器の部分品等	3500億円
ビデオ機器完成品	9100億円
計	12600億円

(注) 部分品を組み立てて完成品を生産したとすると、12600億円の完成品の中には、3500億円の部分品が含まれ、基本分類ベースでみると、この分が重複計算となる。

##### イ 基本分類を統合した場合の重複

次に、自動車は、完成品として扱うもの及び車体、エンジン等の部品がそれぞれ別の基本分類で国内生産額が推計されているが、完成品として扱う自動車の生産額には原材料としての自動車部品等の生産額が含まれているので、それらの部分が重複して計上されることとなる。

このように、生産額の重複計上は、各部門ごとにみれば、部門分類を統合すればするほどその重複の度合いが高まるが、基本分類を統合した場合、生産額の重複は、同一産業の行と列の交点に自部門投入として集積されるだけであり、統合によって産業全体としての生産額が変化するわけではない。

#### (5) 自家消費の扱い

一貫工程における中間製品であり、100%当該部門内で自己消費されるいわゆる自家生産・自家消費品は、原則として、生産額の記述の対象としない。ただし、一貫

工程における銑鉄と粗鋼のように、直ちに次の生産工程で消費されるものであっても、投入・产出構造が異なる場合には、原則として、それぞれの商品ごとに分離し、生産額を計上する。

しかし、実際の推計に当たり、工業統計調査などのように出荷ベースの統計によって各細品目ごとの国内生産額が推計される場合は、自家生産・自家消費品の生産額を把握する方法がない（出荷されないので統計に計上されない。）ため、結果として、国内生産額には含まれないこととなる。このように、自家生産・自家消費品については、利用する基礎統計によって扱いが異なっている。

また、家計における自家生産・自家消費品については、農家・漁家の自家消費分を計上している。

#### (6) 委託生産の扱い

取引基本表では、各部門の生産物が、自社生産であるか受託生産であるかにかかわらず、当該部門に、生産額並びにその生産に必要な中間投入及び付加価値を計上する。

しかし、国内生産額推計の基礎資料として工業統計調査を利用している部門では、受託側の産業に計上される生産額は原材料等を含まない「加工賃収入」のみである。

一方、非製造業の委託主としては、商社、百貨店などが多いが、これら卸・小売業の生産額は「売上高－仕入高＝マージン額」であり、その中間投入に委託生産のための購入材料費は計上されない。

その結果、何らの処理を行わないとすれば、原材料生産部門では商社等の委託生産用に販売した原材料の産出先がなくなり、受託生産部門では生産額が過小評価になる一方で、付加価値率が過大評価になる。

そこで、非製造業からの委託生産分については、次式により、加工賃収入額に付加価値率の逆数を乗することにより原材料費等を含んだ生産額に賄らましを行う。

$$\text{生産額} = \frac{\text{加工賃収入額} \times \text{製品価額}}{\text{製品価額} - \text{原材料費}}$$

#### (7) 国内生産の価格評価

「生産者価格評価表」における国内生産額の価格は、「実際価格」に基づく「生産者価格」で評価され、投入・产出額もこの価格に基づいている。具体的には、次のとおりである。

① 製造工業品等は、生産者出荷価格で評価する。生産者出荷価格とは、本社や営業所の経費や利潤配当分を含むいわゆる企業の工場出荷価格に相当する。

なお、販売価格を高めることとなる内国消費税などの間接税が含まれ、逆に、販売価格を下げる役割を果

たしている政府からの経常補助金はマイナス項目として計上される。

② 製造小売業の生産活動は、製造活動と小売活動を分離し、それぞれを該当する部門の国内生産額に計上する。

③ 中古品の取扱いに関しては、取引マージンのみが「コスト商業」として商業部門の国内生産額に計上される（本節9(2)参照）。

④ 事業所の区域が明確にならない産業、例えば、林業、漁業、砂利採取業等の生産品については、生産地に最も近い市場における価格で評価する。

なお、市場までの運賃は、「コスト運賃」として処理する（本節9(2)参照）。

⑤ 土地の取引に関しては、仲介手数料や造成・改良費のみが、当該部門の国内生産額に計上される。

⑥ 屑・副産物の取扱いに関しては、原則として「マイナス投入方式」によって処理される。したがって、「マイナス投入方式」を採用した屑・副産物の発生額は国内生産額としては計上されない（本節9(3)参照）。

⑦ 間接税のうち、財の生産段階で課せられる税は、直接の納税者である生産部門の生産額に含め、流通段階で課せられる税は、商業の生産額に含める（ただし、軽油引取税については、同一工程で生産される他の石油製品との関係を考慮し、特にこれを生産段階での課税として処理することとする）。

なお、消費税は価格評価に含まれている。

⑧ 自家生産・自家消費品の生産者価格評価は、市中の製品価格を基準とする。

⑨ 半製品・仕掛品の在庫増減についての価格評価は、原則として年初と年末の平均価格によって行う。

⑩ サービスは、サービスの提供を受けるものが負担する価格で評価する。サービスは、生産者価格と購入者価格が同額となる。

⑪ 金融、保険、住宅賃貸料等の部門の生産額の評価は、帰属計算による額を含む（本節9(4)参照）。

⑫ 政府サービス生産者と対象民間非営利サービス生産者の生産額の評価は、原則としてその経費の総額によるものとする。

## 7 中間需要と国内最終需要の取引の計上方法

### (1) 中間需要部門

取引基本表の内生部門に示されている各マス目の数値は、基本的には各部門間で行われた財・サービスの取引額を表している。ただし、内生部門に掲げられた取引額

は、正確にはその年に必要とされた財・サービスの「消費額」を意味しており、その年に行われた取引額（購入額）がそのまま計上されるのではない。

### (2) 資本財の取引

耐用年数が1年以上で単価が20万円以上のいわゆる資本財については、建設部門がその建設活動の中間材として購入した場合（建設う回）、鋼船に組み込まれた機械（造船う回）や自衛隊が購入した武器等などを除き、どの部門が購入した場合でも、内生部門の取引額としては計上せず、すべて最終需要部門の「国内総固定資本形成」に計上する（「国内総固定資本形成」には、無形固定資産の一部も含まれている。本章第2節1(6)参照）。どの部門がどのような資本財をどれだけ購入したかについては、別途、付帯表として作成される「固定資本マトリックス」によって明らかにされている。

なお、各別部門の減価償却費（固定資産の使用に伴うその年の減価分）については、粗付加価値部門の「資本減耗引当」の欄に計上される。

(注)「建設う回」：建設活動に伴い、例えば、エレベータやボイラなどの資本財が、建設業の活動をう回して（すなわち、建設業者がこれらの資本財を原材料として中間投入して）資本形成されることをいう。同様に、「造船う回」は、船舶に組み込まれたボイラや通信機械などの資本財が該当する。

### (3) 在庫

対象年次（例えば、平成7年）における、どの部門にも販売されず、かつ、自家消費もされなかった製品の増減については、最終需要部門の「生産者製品在庫純増」に計上する（第2-7図中①）。また、半製品及び仕掛け品については、「半製品・仕掛け品在庫純増」に計上される（第2-7図中②）。

原材料のうち使用されなかったものは、「原材料在庫純増」に計上されるが、この場合、その原材料を購入した産業（行）部門との交点に計上するのではなく、その商品を販売した産業（行）部門との交点に計上する（第2-7図中③及び④）。

卸売・小売業が仕入れた商品のうち、販売されなかつたものは、「流通在庫純増」に計上される（第2-7図中⑤及び⑥）。

輸入された商品が在庫となるのは、「原材料在庫純増」と「流通在庫純増」のみである。

以上のいずれにも該当しない在庫は、「所在不明在庫純増」に計上される。

このように、在庫増減については、在庫の記述対象となる商品の属する行部門と各在庫純増列部門との交点に

計上されることとなる。

第2-7図「在庫純増」計上の例

木製家具製造業者が、国産材と輸入材を卸売経由で購入し、加工して、木製家具を生産する中での、「在庫純増」発生例

中間需要		最終需要				
		在庫純増				
		製品	半成品	流通	原材料	所在不明
中間投入	素材	国産			⑤	③
		輸入	—	—	⑥	④
	木製家具		①	②		

- 「木製家具製造業者」における原材料在庫の純増は、「素材」行と「原材料在庫純増」との交点に計上する(③, ④)。
- 「卸売業者」における流通在庫の純増は、「素材」行と「流通在庫純増」との交点に計上する(⑤, ⑥)。

## 8 輸出及び輸入の計上方法と価格評価

### (1) 普通貿易の輸出品

普通貿易の輸出品は、生産者価格評価表の場合は、国内向けの財と同様に工場渡しの生産者価格で評価し、購入者価格評価表の場合は、本船渡しのF O B (Free on Board) 価格(商業マージン及び国内貨物運賃込みの価格)で評価する。

推計資料として用いられている日本貿易統計(大蔵省)は、普通貿易の輸出品が本船渡しのF O B 価格で表示されているため、購入者価格評価表の場合にはそのまま利用することができるが、生産者価格評価表の場合には、F O B 価格から、別途、工場から本船までの間にかかった商業マージン及び国内貨物運賃を差し引いた価格によって評価する。

### (2) 普通貿易の輸入品

普通貿易の輸入品は、国際貨物運賃及び保険料が含まれたC I F (Cost Insurance and Freight) 価格で評価する。

なお、取引基本表の各セルの輸入品の取引額は、C I F 価格に関税及び輸入品商品税を加えたものが計上されている。

### (3) 特殊貿易及び直接購入の輸出入

特殊貿易及び直接購入の輸出入、すなわちサービスの輸出入及び普通貿易に計上されない財の取引額については、国際収支表から推計される。

## 9 特殊な扱いをする部門

取引基本表の各部門の中には、68 S N Aの概念に基づき、あるいは、産業連関分析や表作成の都合上、特殊な扱いをしている部門がある。

以下、それらの部門について説明する。

### (1) 商業及び運輸部門の活動の推計方法

取引基本表は、部門間の取引実態を記録しようとするものであるが、現実の取引活動は、通常、商業及び運輸部門を経由して行われるものが大部分である。もし、これを取引の流れに従って忠実に記録しようとすれば、部門間の取引関係は非常に分かりにくいものとなる。

例えば、第2-8図のように、A部門が生産した商品100について、商業を経由してB部門が購入した場合の商品の取引の流れをみると、

- まず、A部門から運輸を経由(運賃: 10)して商業に販売される。
- 商業の購入価格は110である。
- 次に、商業はマージン(マージン: 20)を加えた上で、再び運輸を経由(運賃: 10)してB部門に販売される。
- B部門の購入価格は140である。

このような取引過程をそのままの形で記録すると、第2-8図の(1)のようなものとなり、AとBとの関係を読み取ることが非常に困難なものとなってしまう。このような欠点を避けるため、産業連関表では、商業・運輸部門を経由させないで、部門間(例えば、A部門とB部門)で直接取引が行われたかのように記述し、商業マージン及び国内貨物運賃を需要先別に一括計上することとしている。

具体的には、生産者価格評価表では、取引の過程で付加された商業マージン及び国内貨物運賃を、購入者側の部門(B)と商業及び運輸の交点に一括計上する。購入者価格評価表では、A部門の財をB部門が購入するまでに、何回流通業者の手を経ようと、AとBの交点に、A部門の出荷価格(生産者価格)とそれまでに要した流通経費(商業マージンと国内貨物運賃)の合計を一括計上する。

### (2) コスト商業とコスト運賃

上記(2)のような通常の流通経費とは別に、直接的な費用として処理される特別な商業活動及び運輸活動があり、これらの経費については、生産者価格評価表及び購入者価格評価表のいずれの場合においても、「コスト商業」と「コスト運賃」として、各列部門の生産活動に要したコストとして、それぞれ行部門の「商業」及び「運輸」

第2-8図 商業及び運輸部門の取扱い

(取引の流れ)

A 部門				
① 100				
↓				
運輸	(+10)			
↓				
② 110				
商業	(+20)			
↓				
③ 130				
↓				
運輸	(+10)			
↓				
④ 140				
B 部門				

(1) そのまま表示した場合

	A-B	商運業輸	最終需要	国生産内額
A		100		
B				
商業		130		
運輸		10	10	
付加価値				
国内生産額				

(2) 実際の表示方法(生産者価格評価表)

	A-B	商運業輸	最終需要	国生産内額
A		100		
B				
商業		20		
運輸		20		
付加価値				
国内生産額				

(注) 商業部門からB部門に産出された130単位の商品Aは、厳密には運輸及び商業活動による付加価値10単位及び20単位の計30単位が付加された別種の商品Aであるということになる。

(注) 「購入者価格評価表」では、列Bと行Aの交点は140になり、Bと商業及び運輸との交点はコスト商業、コスト運賃を除き0になる。

との交点に計上する。

#### ア コスト商業

(ア) 輸入商品はCIF価格で評価されるが、商品の輸入業務に関連する外国商社の代理店からのサービスの提供は、CIF価格に含まれず、そのサービスの対価としての代理店への手数料支払いとして扱われる。このような支払いは、商業の輸入として「特殊貿易(輸入)」に計上されるが、これを「卸売」部門が投入する「コスト商業」として扱い、その産出先(列部門)を卸売業とする。輸出商品の受取代理店手数料についても同様の扱いである。

(注) 外国商社の代理店からのサービスの提供は、国際収支表では「その他貿易関連サービス」に代理店手数料の支払いとして計上されている。

(イ) 同一部門内の中古品の取引額は、取引基本表では取引マージンのみが「コスト商業」として計上される。

具体的には、家計における中古乗用車等の取引や固定資本形成に該当する中古のバス・トラック等の取引マージンがこれに相当する。この場合、中古品自体は当期の生産物ではないので、産業連関表への記録の対象とはならないが、中古品の取引に伴う商業活動は当期の活動であり、したがって、その取引マージンのみを計上すると考える(第2-9図)。

第2-9図 家計が新車又は中古車を購入した場合の例

① 新車 本体価格=250万円

商業マージン=50万円

購入者価格=300万円

家計

自動車	250
商業	50
家計	

商業マージン

特殊コードは6が付く

② 中古車 本体価格=150万円

取引マージン=50万円

購入者価格=200万円

家計

自動車	
商業	50
家計	

コスト商業

特殊コードは付かない

## イ コスト運賃

- (ア) 生産工程の一環として行われる輸送活動（つまり、生産活動のためのコストの一部を形成する輸送活動）に伴う経費
- a 木材や生鮮食料品のように、集荷場や卸売市場等において生産者価格が決定される商品について、それぞれの生産地から集荷場又は卸売市場等の生産者価格が決定される場所までに要した費用
  - b 鉄鋼や船舶のように、その生産のために大規模工場内において、原材料や半製品等を移動させるために要した費用
  - c 建設用機械や足場等のような生産設備を移動させるために要した費用
- (イ) 引越し荷物、旅行手荷物、郵便物、中古品、靈柩、廃棄物及び廃土砂などのようなものに係る輸送費用

自動車輸送の中で大きな比重を占める廃棄物・廃土砂は、産業連関表においては「屑」ではなく、取引の対象とはならない無価値の物として扱っており、それらを輸送するために要した費用については、それらを発生させている部門の「コスト運賃」として、運輸部門との交点に計上する。つまり、ある産業にとって、廃棄物・廃土砂の処理（輸送業者への支払）は、当該産業の生産のためのコストの一部と考える。引越し荷物・旅行手荷物については、部門間の取引に伴う（運賃を発生させる）ものではなく、引越し者や旅行者の所有物について、荷物の場所の移動を行うものであり、その輸送費用は、引越し者や旅行者のコスト運賃となる。

中古品の扱いについては、コスト商業と同様に考える。

なお、「宅配便」の扱いについては、その扱う貨物の取引内容によって、国内貨物運賃として流通経費扱いとするか、コスト運賃扱いにするかが分かれれる。産業部門間の取引に伴う輸送手段として宅配便を使えば、国内貨物運賃となるが、旅行者が旅先で購入した土産物を、旅行者自らが自宅なり友人に送付すれば、家計のコスト運賃となる。企業活動において、本社・支社間の書類や磁気テープの受渡しに宅配便を利用すれば、それは当該企業のコスト運賃となる。

## (3) 屑・副産物

ある一つの財の生産に当たって、生産技術上必然的に、目的とした財のほかに、別の財が一定量だけ生産される場合がある。その財を主生産物として生産する部門が他

にある場合にはこれを「副産物」といい、ない場合には「屑」という。

産業連関表は、アクティビティベースの分類により作成されることから、原則として一つの生産物を対応させる必要がある。そこで、屑・副産物については、特殊な扱いが必要となる。

その取扱い方式として、

- ① 一括方式
- ② トランスファー方式
- ③ マイナス投入方式（ストーン方式）
- ④ 分離方式

の四つの方式がある。我が国では、原則として、「マイナス投入方式」によって処理することとされているが、「一括方式」及び「トランスファー方式」も部分的に採用されている。

以下、四つの方式について、「都市ガス部門が主生産物として都市ガスを100単位、副産物としてコークスを10単位生産し、都市ガスを家計に、コークスを銑鉄部門にそれぞれ販売している場合」を例として、その表章方法を説明する（第2-10図）。

### ア 一括方式

主生産物の都市ガスと副産物のコークスとを区別せずに、一括して、都市ガス部門の生産額を、都市ガス $(100) + \text{コークス}(10) = 110$ として計上する考え方である。銑鉄部門に販売されたコークス(10)は、表上は、都市ガスの販売として記録される。

都市ガス部門におけるコークスの生産は、コークス部門に対して何ら影響をもたらさないという前提を置くことになるが、副産物が量的にわずかな場合には、この方式も便宜的であると考えられる。

我が国の取引基本表では、畜産部門の「きゅう肥」が一括方式によって処理されている。

### イ トランスファー方式

都市ガス部門は、副産物であるコークス(10)をいったんコークス部門に産出し（トランスファー）、コークス部門を経由して銑鉄部門に産出させる方式である。都市ガス部門で発生したコークスは、都市ガス部門にもコークス部門にも国内生産額として計上されることがある。

我が国の取引基本表では、新聞、雑誌、放送の各部門における「広告」がこの扱いとなっている。

この方式は、分析上の観点からみると、都市ガスに対する需要は、コークスに対して影響を及ぼさないが、コークスに対する需要は、都市ガスの生産を誘発するという結果を引き起こすこととなる。

#### ウ マイナス投入方式（ストーン方式）

都市ガス部門の生産は、都市ガスの(100)であるが、都市ガス部門(列)は副産物として発生したコークス(10)を、コークス部門からマイナス投入(つまり販売)したこととし、銑鉄部門は、コークス部門から(10)を投入する方式である。コークス部門(行)からみれば、副産物の発生部門(列)にマイナス、消費部門(列)にプラスが計上され、副産物であるコークスの生産は差引き0になる。

この方式では、都市ガス部門で発生したコークスは、行、列いずれにも国内生産額としては計上されないととなる。この方式は、提唱者の名前を冠して「ストーン方式」とも言われている。

分析上の観点からみると、都市ガスに対する需要は、コークスの供給を増加させ、結果としてコークスの部門の生産を抑制することとなるが、コークスに対する需要は、都市ガス部門の副産物のコークスではなく、専業のコークスに対する需要分のみが波及計算の対象となり、都市ガスの生産に対しては直接の影響を及ぼさない形となる。

この方式によれば、副産物としてのコークスが専業としてのコークスよりも競争力が強い場合には、より経済の実態に近い形を表すが、都市ガスに対する需要が大きく、コークスに対する需要が小さい場合には、コークス部門の生産をマイナスにしなければ需要バランスがとれないという不都合が生じる。

#### エ 分離方式

都市ガス部門の生産活動を、主生産物である都市ガスの生産活動と副産物のコークスの生産活動に分割して、それぞれに計上するという方式である。

この方式の場合、都市ガスとコークスは、本来、分割することのできない生産活動であり、形式的にこれを分割したとしても、両者の産出構成は一定の比率を保つはずであるが、都市ガスとコークスに対する需要の比率が異なることによって、見かけ上、産出構成が変化してしまうことになる。

我が国の取引基本表では、この方式は用いられていない。

第2-10図 脊及び副産物の表章形式

#### ① 一括方式

	都ガ ... 市ス	コク ... ス	銑 ... 鉄	家消 ... 計費	国生 ... 内額
都 市 ガ 斯			10	100	110
コー ク ス					
銑 鉄					
国 内 生 产 额	110				

#### ② トランスマーケット方式

	都ガ ... 市ス	コク ... ス	銑 ... 鉄	家消 ... 計費	国生 ... 内額
都 市 ガ 斯		10		100	110
コー ク ス			10		(10)
銑 鉄					
国 内 生 产 额	110	(10)			

#### ③ マイナス投入方式

	都ガ ... 市ス	コク ... ス	銑 ... 鉄	家消 ... 計費	国生 ... 内額
都 市 ガ 斯				100	100
コー ク ス	-10		10		(0)
銑 鉄					
国 内 生 产 额	100	(0)			

#### ④ 分離方式

	都ガ 市ス	コク ス	銑 鉄	家消 計費	国生 産内額
都市ガス				100	100
コークス			10		(10)
銑鉄					
国内生産額	100	(10)			

#### (4) 帰属計算部門

「帰属計算」は、見かけ上の取引活動は行われていないが、実質的な効用が発生し、その効用を受けている者が現に存在している場合について、その効用を市場価格で評価し、その効用を発生させている部門の生産額として計算することをいう。産出先は、その効用を受けている部門である。

##### ア 狹義の金融部門

金融部門の活動は、次の二つに大別される。

- ① 預貯金の管理、受付及び融資業務 ..... 金融(帰属利子)部門
- ② 金融証券の発行、引受け、信託及び信用保証等の業務 ..... 金融(手数料)部門

このうち、前者の金融(帰属利子)部門について、帰属計算を行う。

金融(帰属利子)部門の国内生産額は、

$$\begin{aligned} \text{帰属利子} &= \text{貸付金に対する受取利子} \\ &\quad - \text{預貯金に対する支払利子} \end{aligned}$$

として計算される。

帰属利子の産出先については、産業連関表の中間需要部門である各産業部門であり、貸出残高に応じて配分される。

金融機関は、預金の流動性を変化させて、より長期の資金として貸付け先に供給し、企業に対して融資のルートと資金の集中を確保する等のサービス活動を行っていることから、帰属利子の効用は主として貸付け先(資金需要者)が享受しているものと考えられるためである。ただし、住宅ローンは、家計が所有する住宅はすべて帰属家賃による帰属計算が行われるため、住宅の所有者は、内生部門の「住宅賃貸料」部門として扱われる。このため、家計の住宅ローンに関する貸出

残高に応じた帰属利子が「住宅賃貸料」に計上されることとなる。

なお、帰属利子は内生部門にだけ産出され、自動車ローン、教育ローン及び消費者ローン等、家計への貸出残高であっても家計への産出を計上しないのは、68 SNAとの整合性を図るためにある。

##### イ 生命保険及び損害保険

生命保険及び損害保険の部門は、

$$(\text{受取保険料} + \text{資産運用益})$$

$$- (\text{支払保険金} + \text{準備金純増})$$

で計算される帰属保険サービスを生産しているものとして扱う。その産出先は、生命保険については、全額が家計消費支出であり、損害保険については、家計消費支出のほか、内生部門に対しても産出される。

##### ウ 政府の建設物に係る資本減耗引当

公務・教育等の部門における減価償却を行っていない政府の建設物についても、減価償却分を帰属計算し、「資本減耗引当」に計上している。

したがって、これらの部門の生産額は、

$$\text{費用額合計} + \text{資本減耗引当} \text{ (帰属計算分)}$$

となる。

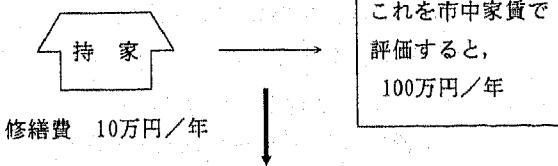
##### エ 持家及び給与住宅に係る住宅賃貸料

国民経済計算では、実際には家賃の支払いを伴わない持家住宅や給与住宅についても、通常の借家と同様、家賃を支払って借りて住んでいるものとみなす扱いをしている。

なお、帰属家賃と住宅賃貸料の表章形式は第2-11図のとおりである。

第2-11図 帰属家賃と住宅賃貸料の表章形式

##### 家計



##### 住宅賃貸料

##### 家計

修繕費等 (建築補修)	10	
住宅賃貸料		100
附加価値	90	

持家住宅及び賃貸住宅について、その家賃を市中の粗賃貸料で評価し、「住宅賃貸料」部門の生産額として帰属計算し、全額を家計に産出している。その投入内訳は、住宅の維持コスト以外が付加価値に計上される。

#### (5) 仮設部門

産業連関表の内生部門の各部門は、アクティビティに基づき設定されるが、の中には、独立した一つの産業部門とは考えられないものがいくつか含まれている。これらは、取引基本表を作成するまでの便宜や利用目的を考慮して設けられたものであり、「仮設部門」として表章されている。仮設部門には、基本分類コードの末尾に「P」という識別符号を付して区別している。

平成7年表においては、以下の仮設部門を設定している。

また、家計外消費は、国民経済計算では独立せずに内生化されており、分類不明は、本来産業として存在しない部門であるため、ある意味で仮設部門の性格を持っている。

#### ア 事務用品

各部門で共通的に使用されている鉛筆、消しゴム、箋紙等の事務用品は、企業会計上では、一般的に消耗品として一括処理されることが多いため、これらを生産する各部門は、当該品目をいったん「事務用品」部門へ産出し、各需要部門は、これらを「事務用品」部門から一括して投入する（第2-12図）。

なお、事務用品部門を仮設部門として特掲することは、その限りにおいて独立した生産活動としての地位を認めたこととなり、表全体の国内生産額は、事務用品の分だけ大きくなるので、注意を要するが、付加価値には変化がない。

第2-12図 事務用品の表章形式

#### ① 事務用品部門をたてない場合

A産業		
原料1	30	
原料2	20	
鉛筆	5	
箋紙	5	
付加価値	40	
生産額	100	

#### ② 事務用品部門をたてる場合

	A産業	事務用品	生産額
原料1	30		
原料2	20		
鉛筆		5	
箋紙		5	
事務用品	10		10
付加価値	40	0	
生産額	100	10	

(注) 1 鉛筆、箋紙などをいったん「事務用品」に産出。

需要部門Aは、「事務用品」という複合商品を購入。

2 事務用品部門の付加価値は0（計上しない）。

3 表全体でみた場合、生産額は、仮設部門の事務用品の分だけ大きくなる。

#### イ 自家活動部門

##### (ア) 自家活動部門の意味

企業が生産活動を行う上で、ある産業分野の活動を自社内で賄なってしまう場合がある。例えば、輸送活動、こん包活動、自社内教育、自社内研究開発、広告活動、情報処理サービス等である。

産業連関表は、アクティビティでの分類を原則とすることから、こうした自家活動は、厳密にいえば、それぞれ運輸や教育、研究、情報処理の各部門に格付けされるべき生産活動である。しかし、これらの活動については、通常、各部門における活動の一部としてその中に埋没した形で行われているため、これらだけを切り離してその全体的な投入構造を把握することは、ほとんど不可能である。

昭和60年表までは、本来の部門との対比及び生産波及分析等を可能にするため、自家活動を「仮設部門」として独立させてきたが、平成2年表においてその表章の有無が検討され、自家用自動車輸送部門を除いて廃止された。

##### (イ) 表章形式

自家活動に必要な財・サービスをいったん自家活動部門（仮設部門）に産出して、各需要部門は財・サービスが一括された「自家活動」という商品を購入することとなる。投入費用の推計は、内生経費のみである。

なお、自家部門をたてない場合とたてる場合の表

章形式は第2-13図のとおりである。これらの自家部門を仮設部門として特掲することは、その限りにおいて独立した生産活動としての地位を認めたこととなり、国内生産額がそれだけ大きくなるので、注意する必要がある。

第2-13図 自家輸送部門の表章形式

① 自家輸送部門をたてない場合

A産業		
原 料 1	25	
原 料 2	20	
石 油	15	計原材料 5 輸送用 10
粗付加価値	40	
生 産 額	100	

② 自家輸送部門を仮設部門とした場合

A産業		自家輸送
原 料 1	25	
原 料 2	20	
石 油	5	10
自家輸送	10	
粗付加価値	40	0
生 産 額	100	10

(注) A産業が自家輸送として石油を10単位使用している場合について、自家輸送を仮設部門として独立させると、投入された石油10単位のほか、自家輸送部門の10単位が新たに国内生産額として計上されることとなる。

ウ 鉄屑、非鉄金属屑及び古紙

屑・副産物は、原則としてマイナス投入方式によって処理される。この場合、副産物については、それを主産物とする部門(行)が存在するので処理できるが、「鉄屑」、「非鉄金属屑」及び「古紙」については、そもそもこれらを主産物とするような部門がないため、発生及び投入の処理ができないこととなる。このため、行部門についてのみ、仮設部門として「鉄屑」・「非鉄金属屑」及び「古紙」部門を設けて処理する。

なお、他の屑については、関係の深い原材料部

門(例えば、「ガラスびん」については「その他のガラス製品」)に格付けて処理している。

(6) 使用者主義と所有者主義

ア 使用者主義と所有者主義の概念

物品質貸業が扱う生産設備に係る経常費用等の取扱いについては、「使用者主義」と「所有者主義」の二通りの方法がある。

「使用者主義」は、所有者が誰であるのか、経費を直接負担したのが誰であるのかを問わず、その生産設備等を使用した部門にその経費等を計上するという考え方である。このため、賃貸業者から賃借を受けた生産設備については、その使用部門が賃借料に相当する維持補修費、減価償却費及び純賃借料(粗賃借料から維持補修費と減価償却費を控除したもの)を、当該部門の経費又は営業余剰(純賃借料部分)として計上することとなる。したがって、賃貸部門は部門として成り立たない。

一方、「所有者主義」は、実態に即しその生産設備を所有する部門にその経費等を計上するという考え方であり、賃貸部門を立てる。所有者主義では、物品質貸料収入の総額が物品質貸部門の生産額(CT)となり、各生産部門は物品質貸料(支払)を物品質貸部門からの中間投入として計上することとなる。

イ 分析上のメリット・デメリット

昭和60年表までの我が国の産業連関表においては、「使用者主義」を原則としてきた。これは、産業連関表がアクティビティベースによる部門設定を基本とし、各部門別の付加価値もそのようなベースでとらえようとしたことにある。この扱いによって、生産と生産のための資本が一体として扱われるようになるとともに、投入係数の安定性も増大するという利点があった。

しかし、生産設備の中には、その大部分がレンタル又はリースによって設置されているものがある。一方、物品質貸業が産業全体の中で無視し得ないウェイトを有するにいたっており、産業連関表の中において部門を設定し、生産額及び付加価値を計上する必要が生じてきた。

ウ 我が国表での扱い

昭和60年表までは、物品質貸業のうち、「電子計算機・同関連機器賃貸業」、「事務用機械器具(除電算機等)賃貸業」、「貸自動車業」の3部門及び「不動産賃貸業」については、「所有者主義」により推計し、日本標準産業分類の「各種物品質貸業」及び「産業用機械器具質貸業」に相当する範囲は、「使用者主義」により推計してきた。

しかし、平成2年表からは、上記のように物品賃貸業のウェイトの高まりに伴い、これを独立部門としてとらえる必要があること、一方、「使用者主義」による推計は基礎統計の現状からみて非常に困難となっていることから、物品賃貸業を全面的に「所有者主義」で扱うこととした。

なお、使用者主義と所有者主義による表章形式の違いは、第2-14図のとおりである。また、ファイナンシャル・リースについては、物品賃貸業の活動として扱い、そのリース対象物件も「所有者主義」で計上される。

第2-14図 使用者主義と所有者主義の表章形式

例：A産業が物品賃貸業からリース料100で  
産業用機械のリースを受けている場合

① 使用者主義（あたかもAが自己所有の機械を使用しているように記述）

A	
機械修理	15
生産額	
営業余剰	65
資本減耗引当	20

(注) Aの本来的な活動コストのほかに、リース会社のコストが加算される。

② 所有者主義（機械の所有者は物品賃貸業として記述）

A 物品賃貸業	
機械修理	15
生産額	
物品賃貸業	100
雇用者所得	50
営業余剰	15
資本減耗引当	20
生産額	100

(注) 通常のサービスの購入と同じ表章形式。

(7) 政府及び対家計民間非営利団体の活動

「政府活動」等は、「生産活動主体分類（本節2(4)参照）」によって①産業（のうち「公的企業」）、②対家計民間非営利サービス生産者、③政府サービス生産者の活

動に大別されるが、一般の産業と比べて、その活動の基本原理が異なる等のため、特殊な扱いが行われている。

ア 政府サービス生産者のうちの「準公務」（以下(ア)のカッコ書きのもの）及び「対家計民間非営利サービス生産者」〔第2-15図〕

(ア) 「準公務」（「自然科学研究機関（国公立）★★★」及び「人文科学研究機関（国公立）★★★」のうち中央政府又は地方政府の機関であるものを除く。）及び「対家計民間非営利サービス生産者」の国内生産額は、経費総額をもって計測されるため、営業余剰は計上されない。

(イ) 産出先は、当該部門のサービス活動に対して産業又は家計から支払われた料金相当額をその負担部門（つまり、料金を支払った産業又は家計）に計上し、残りの額を当該部門の「中央政府個別の消費支出」「地方政府個別の消費支出」又は「対家計民間非営利団体消費支出」に計上する。

イ 政府サービス生産者のうちの「公務」及び「準公務」（以下(イ)のカッコ書きのもの）

(ア) 中央及び地方政府の一般行政活動を内容とする「公務」及び「準公務」（「自然科学研究機関（国公立）★★★」及び「人文科学研究機関（国公立）★★★」のうち中央政府又は地方政府の機関であるもの）についても、経費総額をもって国内生産額が計測される。

(イ) 産出先は、ほとんどが「中央政府集合的消費支出」又は「地方政府集合的消費支出」である。

第2-15図 対家計民間非営利サービス生産者の活動の表章形式

例：私立大学が100の活動をしている場合。  
うち授業料収入は60とする。

家計	対家計	
消費	民 間	
私立大学	支 出	非営利
	60	40
		100
雇用者所得		
営業余剰	0	
生産額	100	

## (8) 分類不明

### ア 分類不明の意味

「分類不明」は、一般的に、いずれの部門にも属さない取引活動をひとまとめにして計上するためのものであるが、産業連関表では、このような意味合いのほか、行及び列部門の推計上の残差の集積部門としての役割も持たせている。

### イ 産業連関表における二面等価調整と分類不明

行及び列部門の推計上の残差には、内生部門の残差と外生部門の残差の両方が含まれるが、我が国の産業連関表では「分類不明」を内生部門として位置付け、「分類不明」の行計と「分類不明」の列計の不一致、つまり最終的な全体誤差を「営業余剰」の行と「分類不明」の列の交点で調整している。

## 第2節 平成7年(1995年) 産業連関表の特徴

### 1 平成7年(1995年)産業連関表の基本フレーム

#### (1) 期間、対象及び記録の時点

平成7年(1995年)の1年間の我が国における財・サービスの生産活動及び取引が対象である。

記録の時点は、従前と同様、原則として生産及び取引が実際に発生した時点を記録する「発生主義」である。

#### (2) 評価方法

ア 取引活動は、従前と同様、「発生主義」による価格評価である。

イ 国内生産額の価格評価は、従前と同様、「実際価格」に基づく評価である。

ウ 輸出入品の価格評価については、従前と同様、普通貿易の輸入はCIF価格(注)、普通貿易の輸出はFOB価格(注)の評価である。

(注)・CIF価格(運賃・保険料を含む価格。Cost Insurance and Freight)

・FOB価格(本船渡しの価格。Free on Board)

#### (3) 取引基本表の基本構造

ア 取引基本表は、従前と同様、商品(行)×商品(列)(注)の表とし、工業統計調査、サービス業基本調査などの1次統計資料を基に直接作成した。

(注)ここでいう「商品」は財・サービスのことであるが、当該「商品」を生み出す生産活動(activity:アクティビティ)と一体の概念としてとらえられる。

イ 従前と同様、生産者価格評価表と各取引額に商業マージン及び国内貨物運賃を含む購入者価格評価表の両方を作成した。

ウ 消費税の評価方法は、各取引額に消費税を含むいわゆる「グロス表示」である。

なお、消費税の納税額は、粗付加価値部門の「間接税」に含めている。

エ 輸入の取扱いは、従前と同様、部門によっては輸入品の取引額を区分表示する「競争・非競争混合輸入型」である。

オ 削・副産物の取扱いは、従前と同様、原則として「マイナス投入方式」である。

#### (4) 部門分類

##### ア 基本分類及び統合分類

(ア) 基本分類は、行519部門、列403部門である。

(イ) 統合分類は、統合小分類（186部門）、統合中分類（93部門）及び統合大分類（32部門）である（第5章参照）。また、産業連関表のひな型として、13部門も設定している。

#### イ 最終需要部門と粗付加価値部門

(ア) 最終需要部門及び粗付加価値部門に、従前と同様、家計外消費支出を設定している。

(イ) 粗付加価値部門の間接税には、関税及び輸入品商品税を含めず、輸入部門に含めている。また、最終需要部門の調整項には、間接輸出（輸出業者等経由の輸出）に係る国内取引段階で課税された消費税額（控除税額）を計上している。

なお、調整項の計数は、32部門表及び13部門表では輸出に統合して計上している。

#### (5) 特殊な取扱い

##### ア 帰属計算

従前と同様、次のものについて帰属計算を行った。

- ① 金融の帰属利子
- ② 生命保険及び損害保険の帰属保険サービス
- ③ 政府建物に係る資本減耗引当
- ④ 持家住宅及び給与住宅に係る住宅賃貸料

##### イ 仮設部門の設定

従前と同様、商品の性格、表の作成・利用上の便宜等を考慮して、次の仮設部門を設定した（古紙は新規）。

- ① 事務用品
- ② 自家用旅客自動車輸送及び自家用貨物自動車輸送
- ③ 鉄屑、非鉄金属屑及び古紙

##### ウ 物品質貸業の取扱い

物品質貸業については、昭和60年表までは、原則として「使用者主義」により推計してきたが、平成2年表以降は、物品質貸業をすべて「所有者主義」で推計している。

なお、「不動産質貸業」及び「労働者派遣サービス」についても、所有者主義で推計している。

#### (6) 93SNAへの対応

93SNA（第1章第3節の3参照）の内容は多岐にわたるものであるが、これを踏まえて我が国の産業連関表として、以下の点について勧告の趣旨を取り入れた（勧告の趣旨が平成2年表で既に実現されているもの等については省略した。詳細は【参考】2(4)参照。）。

##### ア 消費概念の2元化

消費概念を2元化（最終消費支出（誰が支払ったか）と現実最終消費（誰が便益を享受したか）、注参照。）し、消費支出を最終消費支出概念で表章した。

また、これに伴い、政府消費支出を集合的消費と個

別の消費に分割し、從来家計消費に産出していた移転支出（政府あるいは医療保険負担分の医療費及び教科用図書の現物給付）を政府個別消費に計上した。

##### イ 対家計民間非営利サービス生産者の範囲

医療について、現行の診療報酬制度の下では、いかなる医療機関（主体）であっても同一価格により医療サービスを受けられることから、従来、「対家計民間非営利サービス生産者」として取り扱ってきたサービスを「産業」扱いするとともに、「政府サービス生産者」として取り扱ってきたサービスも「産業」扱いとした（これら生産活動主体分類については、本章第1節2(4)を参照。）。

##### ウ 動植物の育成長分の取扱い

###### ア 1回だけ産出物を生産するもの

育林を除き原則として計上していなかった育成中の動植物の成長増加分を仕掛品在庫に計上した。ただし、肉用牛については、従来製品在庫に計上していた未出荷（育成中を含む）のものを仕掛品在庫として計上するように変更した。

###### イ 複数回産出物を生産するもの（果樹、乳牛等）

従来固定資本形成とされていたもののうち、専門的生産者が育成中の動植物の成長増加分を仕掛品在庫に計上した。

##### エ 民間転用可能な固定資本の取扱い

防衛庁の事務室で用いる事務機器等について、これまでの中間消費から固定資本形成に産出先を変更した。

##### オ 公的企業の範囲の見直し

政府による監督・所有関係の有無の判断基準等を明確化し、範囲の見直しを行った（「公的企業」については本章第1節2(4)参照）。

##### カ 無形固定資産の固定資本形成への計上

受注ソフトウェア及び鉱物探査を固定資本形成として取り扱った。

（注）具体的には、家計、対家計民間非営利団体、政府の最終消費支出は、それぞれ「家計消費支出」「対家計民間非営利団体消費支出」「一般政府消費支出」の各部門に対応する。また、家計の現実最終消費は「家計消費支出」「対家計民間非営利団体消費支出」「中央政府個別消費支出」及び「地方政府個別消費支出」の合計に、政府の現実最終消費は「中央政府集合的消費支出」及び「地方政府集合的消費支出」の合計に対応する。

#### (7) 付帯表の作成

平成7年表の付帯表として、従前と同様、次の表が作成されている。

- ① 商業マージン表
- ② 国内貨物運賃表
- ③ 輸入表
- ④ 届・副産物発生及び投入表
- ⑤ 物量表（試算表）
- ⑥ 雇用表（生産活動部門別従業者内訳表）
- ⑦ 雇用マトリックス（生産活動部門別職業別雇用者数表）
- ⑧ 固定資本マトリックス
- ⑨ 産業別商品產出構成表（V表）
- ⑩ 自家輸送マトリックス

## 2 平成7年（1995年）産業連関表の特徴

### （1）部門分類の変更等

部門分類については、経済構造の変化を的確にとらえるため、平成2年表を基本としつつ、平成5年の日本標準産業分類の第10回改訂、93SNA等を踏まえた部門の見直しを行った。

平成7年表における基本分類ベースでの主な変更の状況は次のとおりである（平成2年—平成7年産業部門分類対照表及び〔参考〕4参照）。

- ア 「雑穀」を「その他の食用耕種作物」に統合
- イ 「鉄鉱石」及び「非鉄金属鉱物」を「金属鉱物」に統合
- ウ 「ニット製品」を「ニット生地」「ニット製衣服」等に分割
- エ 仮設部門「古紙」の新設
- オ 「その他の特殊産業機械」から「半導体製造装置」を分割・特掲
- カ 「液晶素子」の新設
- キ 「道路貨物輸送」「外洋輸送」「航空輸送」等の輸送関係部門のうちの貨物運送取扱業に相当する活動及び「通運」を「貨物運送取扱」に統合
- ク 「国内電気通信」を「国内電気通信（除移動通信）」及び「移動通信」に分割
- ケ 93SNAを踏まえ、医療部門をすべて産業扱いとして、名称については「医療（非営利）」を「医療（公益法人等）」に、「医療（産業）」を「医療（医療法人等）」に変更
- コ 「情報サービス」を「ソフトウェア業」及び「情報処理・提供サービス」に分割

平成7年表の部門分類数を昭和60年表及び平成2年表と比べると、第2-3表のとおりである。

第2-3表 部門分類数の推移

	昭和60年表	平成2年表	平成7年表
(1) 基本分類(行) (列)	529 408	527 441	519 403
(2) 結合小分類	183	187	186
(3) 結合中分類	84	91	93
(4) 結合大分類	29	32	32

### （2）平成7年表での消費税の表章形式等

消費税の評価方法は、平成2年表と同様、各取引額に消費税を含む、いわゆる「グロス表示」である。つまり、第2-16図に示すように、国内生産額並びに内生部門、最終需要部門及び粗付加価値部門の取引額は、原則として消費税込みの価格で評価されている。

なお、消費税納税額については、平成2年表では、政府サービス生産者及び対家計民間非営利サービス生産者部門を除き「営業余剰」に含めていたが、平成7年表では「間接税」に含めている。

#### ア 最終需要の調整項について

消費税はもともと国内取引を対象に課税されるものであり、輸出取引については免税の扱いとなる。

ある財全部が輸出業者等を経由して輸出される場合（間接輸出）を考えると、実際の取引において、財部門は、財を国内取引として消費税込みで商業部門に販売し、商業部門は、当該財の輸出取引について消費税の免税措置を受けることとなる。

しかし、産業連関表では、輸出業者経由の輸出取引であっても当該財が直接輸出されたかのように記述することとなっている。一方、輸出（普通貿易）は消費税を含まない金額が計上されている。したがって、グロス表では列CT=行CTのバランスをとるため、当該財部門の国内生産額に含まれている輸出業者経由輸出品の国内取引に係る消費税が、調整項に計上されている。

なお、当該財部門が生産した財を直接輸出取引したものについては、もともと免税であるため、国内生産額推計の段階で、その分の消費税額を計上していない。

#### イ 平成7年表での留意点

##### （ア）時系列比較及び他統計との比較等

① 既述のとおり、平成2年表で「営業余剰」に含めていた消費税納税額を、平成7年表では「間接税」に含めている。この点について時系列比較上、注意する必要がある。

② 輸出部門の計数について、時系列比較又は他統計との比較を行う場合は、調整項の計数を控除し

第2-16図 平成7年(1995年)産業連関表において消費税が含まれている部門(網かけ部分)

中間需要		最終需要										輸入(控除)		国内生産額
1 農林水産業	13 分類不明	家計外消費支出(列)	民間消費支出		一般政府消費支出	国内総固定資本形成	在庫純増			輸出		輸入額、関税	輸入品商品税	⑩
			家計消費支出	対利家団体消費支出	民間非営業支出	生産者製品	半製品・仕掛品	流通	原材料	輸出額	調整項			
中間投入	1 農林水産業 ⋮ ⋮ 13 分類不明													
粗付加価値	家計外消費支出(行) 雇用者所得 営業余剰 ⑧ 資本減耗引当 間接税(除関税・輸入品商品税) ⑨ (控除)補助金 国内生産額													

(注) 1 本表はひな型の13部門表をベースに、必要に応じ細分している。

2 各部門の消費税額については以下のとおりである(マル囲い数字は図中に対応)。

(1) 中間需要及び最終需要に含まれる消費税額

ア ヨコの行方向にみると、国内において生産された財・サービスの需要先ごとの消費税額(売上げに係る消費税額)及び輸入品の需要先ごとの消費税額となる。

イ タテの列方向にみると、財・サービス(国産品及び輸入品)の購入に当たって、購入者によって販売者(生産者)に支払われた消費税額となる。その税制上の扱いとして、購入者にとって控除可能又は控除不能に分けられる。

① 「内生部門(投入先に「家計外消費支出(行)」を含む。)」及び「家計外消費支出(列)」には、仕入控除税額が含まれる(なお、控除不能税額も含まれるが、以下、「家計消費支出」以外は、その旨を省略する。)。

② 「家計消費支出」に含まれる消費税額は、全額控除不能税額とみなす。

③ 「対家計民間非営利団体消費支出」及び「一般政府消費支出」には、控除税額に相当する額が含まれる。

④ 「国内総固定資本形成」には、控除税額(投資控除税額)が含まれる。

⑤ 在庫純増のうち「生産者製品」及び「半製品・仕掛品」には、取引が発生していないため、消費税額は含まれない。

⑥ 在庫純増のうち「流通」及び「原材料」には、在庫に係る仕入控除税額が含まれる。

⑦ 「輸出」(普通貿易)は免税であり、消費税額は含まれない。

「調整項」は、「輸出」のうち、間接輸出(輸出業者等経由の輸出)に係る国内取引段階で課税された消費税額であり、全額控除税額とみなす。

なお、輸出には、このほか、(特殊貿易)及び(直接購入)があるが、その取引の大半は免税・非課税であるとみられる。

(2) 粗付加価値に含まれる消費税額

ア ⑧の「営業余剰」には、「国内総固定資本形成」及び「在庫純増」に係る控除税額並びに「調整項」の額が含まれる。

イ ⑨の「間接税」には消費税納税額が含まれる。(注:平成2年表では、「営業余剰」に含まれていた。)

(3) ⑩の「(控除)輸入品商品税」に含まれる消費税額は、輸入品の需要先ごとの消費税額の行計と、絶対値が一致する。

たもので比較する必要がある。

③ また、平成7年表における消費税の扱いを国民経済計算の表章形式と比較すれば、第2-4表のとおりである。

#### (イ) 調整項に係る注意点

- ① 基本分類、統合小分類及び統合中分類では、調整項を独立した部門として表章しているが、統合大分類及びひな型の13部門分類については、調整項を表章せず、「輸出」に統合している。
- ② 最終需要の各項目によって誘発される生産額を国内生産額に一致させるため、統合大分類及びひな型の13部門分類については、最終需要項目別生産誘発額の計算に当たって、調整項の計数を輸出に含めて行っている。

第2-4表 産業連関表及び国民経済計算における消費税の表章形式の差異

	項目	平成7年(1995年) 産業連関表	国民経済計算
粗付加価値部門	消費税納稅額	間接税	間接税
	資本財等の仕入れに係る消費税額(控除の対象)	営業余剰	・産出額(CT)から控除。 ・各経済活動別の間接税額にいったん含め、間接税(CT)からは一括控除。
最終需要部門	その他消費税額	営業余剰	営業余剰
	輸出業者経由輸出品の国内取引に係る消費税額(控除の対象)	調整項	・輸出額等に、当初から本件消費税を加えていない。
	資本財等の仕入れに係る消費税額(控除の対象)	国内総固定資本形成及び在庫純増	・各財の総固定資本形成及び在庫純増にいったん含め、それらのCTからは一括控除

#### (3) 利用上の留意点

本書(総合解説編)に掲載されている昭和60年表及び平成2年表の計数は、平成7年表の部門分類より組替集計した参考計数であり、名目値である。

5年ごとに作成されている各年次の産業連関表は、その基本的フレームに大きな変更がなくても、作成の都度部門の設定、各部門の概念・定義及び範囲等の変更が行われており、そのままでは従来の表との比較が困難であることに留意されたい。ちなみに、各年次の産業連関表

を時系列比較し、その間の経済構造の変化等を分析するためには、最新年次と対比する年次の表又は最新年次表を加工し、それぞれの産業連関表の部門の概念・定義等を統一した上で、改めて計数を推計し直した「接続産業連関表」が必要となるが、今回の接続産業連関表は、「昭和60年(1985年) - 平成2年(1990年) - 平成7年(1995年) 接続産業連関表」を平成11年度中に作成する予定である。

また、本項(1)及び(2)に平成7年表の特徴を記述しており、消費税の評価方法、部門分類の変更点等についても言及しているが、このほか、利用上注意を要するものは次のとおりである。

#### ① 消費税の推計

平成元年に新たに制度化された消費税については、平成2年表では消費税納稅額(4~5兆円規模)を「営業余剰」に含めて推計したが、平成7年表では消費税納稅額(6~7兆円規模)を「間接税」に含めて推計している(本章本項2(2)「平成7年表での消費税等の表章形式等」参照)。

これにより、営業余剰及び間接税のそれぞれの対平成2年伸び率が影響を受けている。

#### ② 推計資料・方法等の変更

従来、概念としては含まれていたが実際には積算されていなかった消費者金融等の推計を行い、「金融」部門のCTに新たに約3兆円が追加された。

これは、速報公表後にデータが不十分ながらも追加推計されたものであり、上記の追加分については、「金融」行の各部門等に配分しきれなかったことから、同行の分類不明額が大きなものとなっている。

また、環境分析や電力需給の整合性を考慮し、「電力」について、10電力会社と卸事業者(10社以外)の取引(約1兆円)を新たにCTに含めている。

さらに、93SNAにできるだけ対応するとの基本方針により、「政府あるいは医療保険負担分の医療費」や「教科用図書の現物給付」が、現行の家計消費支出から政府消費支出に移動していることにより、平成7年表の最終需要における一般政府消費支出の構成比が平成2年表の時よりも大幅に高くなっている。

また、これに関連して、最終需要項目別生産誘発額、同粗付加価値誘発額及び同輸入誘発額についても、一般政府消費支出によるものの構成比(誘発依存度)が高くなっている。

なお、コンピュータの受注ソフトウェア等の無形固定資産への計上等による計数の影響もみられる。